

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成28年10月14日

(平成27年度決算)

(環境生活部・商工観光労働部)

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成28年10月14日（金曜日）

午前10時3分開議
午前11時40分休憩
午後1時1分開議
午後2時45分休憩
午後2時52分開議
午後3時32分閉会

委員 橋 口 海 平
委員 岩 田 智 子
委員 松 野 明 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

本日の会議に付した事件

議案第32号 平成27年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第33号 平成27年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第37号 平成27年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第38号 平成27年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第44号 平成27年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 平成27年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

部長 田 代 裕 信

政策審議監 坂 本 孝 広

環境局長 成 富 守

県民生活局長 田 中 義 人

首席審議員兼

環境政策課長 村 井 浩 一

水俣病保健課長 小 原 雅 之

水俣病審査課長 藤 本 聡

政策監 山 口 喜久雄

環境立県推進課長 橋 本 有 毅

環境保全課長 川 越 吉 廣

自然保護課長 中 尾 忠 規

循環社会推進課長 久 保 隆 生

くらしの安全推進課長 猿 渡 信 寛

首席審議員兼

消費生活課長 中 富 恭 男

男女参画・協働推進課長 守 山 幸 子

人権同和政策課審議員 太 田 雅 道

商工観光労働部

部長 奥 蘭 惣 幸

政策審議監兼

商工政策課長 磯 田 淳

商工労働局長 伊 藤 英 典

新産業振興局長 寺 野 慎 吾

観光経済交流局長 中 川 誠

国際スポーツ

大会推進局長 小 原 雅 晶

商工振興金融課長 原 山 明 博

労働雇用創生課長 石 元 光 弘

産業支援課長 三 輪 孝 之

出席委員(12人)

委員長 池 田 和 貴
副委員長 山 口 裕
委員 西 岡 勝 成
委員 小 杉 直
委員 岩 中 伸 司
委員 城 下 広 作
委員 松 田 三 郎
委員 早 田 順 一
委員 高 野 洋 介

エネルギー政策課長 前 野 弘
企業立地課長 岡 村 郷 司
観光課長 永 友 義 孝
国際課長 小金丸 健
政策監 末 藤 尚 希
首席審議員兼
くまもとブランド推進課長 柳 田 紀代子

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 出 田 貴 康
会計課長 瀬 戸 浩 一

監査委員事務局職員出席者

局 長 高 山 寿一郎
首席審議員兼監査監 佐 藤 美智子

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
議事課課長補佐 福 田 博 文

午前10時2分

○池田和貴委員長

委員会を開始する前に、本日は、熊本地震が発災をいたしましてから半年がちょうどたったところでございます。せっかくの機会でございますので、亡くなられた方に御冥福をお祈りするとともに、今後の復旧、復興に向けて決意を新たにするために、黙禱をしてから委員会を開会させていただきたいと思えます。

(起立)

○池田和貴委員長 黙禱。

(黙禱)

○池田和貴委員長 お直りください。

(着席)

○池田和貴委員長 ありがとうございます。
た。

午前10時3分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまままで簡潔にお願いをいたします。

それでは、環境生活部長から決算概要等の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、田代環境生活部長。

○田代環境生活部長 それでは、平成27年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係の事項につきまして、措置状況を御報告申し上げます。

指摘事項は2点ございます。

1点目は、各部局共通事項として「公用ETCカードの紛失については、複数の部局から事案が報告されており、管理体制の適正化について周知徹底を行い、再発防止に努めること。また、職員に対しても厳格に指導すること。」という御指摘でございます。

環境生活部では、部内研修時等にETCカードの管理を徹底するよう注意喚起を行うとともに、カード使用後の即時返却と返却予定日を過ぎた場合の返却督促を徹底しております。

2点目が「有害鳥獣捕獲について、狩猟者が減少、高齢化していることから、狩猟者の確保、育成を始め、適正な頭数管理に努めること。」という御指摘でございます。

県では、狩猟免許の試験回数をふやすことや捕獲技術講習会を新たに開催することなどによりまして、新規免許取得者数が毎年300名程度で推移しておりまして、狩猟者の減少

傾向に歯どめがかかっております。さらに、鹿、イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画のもと、昨年度導入された法人等の捕獲事業への参入を促す認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、適正な頭数管理に努めております。

御指摘に係る措置状況は以上でございます。

続きまして、環境生活部の平成27年度決算の概要について御説明申し上げます。

横長の説明資料をはぐっていただきまして、1ページ、総括表をお願いいたします。

当部に関連する会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、左側の歳入でございます。

最下段の収入済み額は181億5,400万円余で、収入未済額は10万4,000円でございます。水俣病保健課の療養費返還金等の分納分でございます。

次に、右側の歳出でございますけれども、最下段の予算現額282億8,500万円余に対しまして、支出済み額は274億300万円余、繰越額は4億5,200万円余、不用額は4億2,900万円余でございます。なお、資料には記載しておりませんが、執行率は96.9%でございます。

この不用額の主な内容は、水俣病総合対策事業において、療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成27年度決算の概要でございます。詳細につきましては、この後各課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○村井環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、環境生活部内全ての所属において指摘事項はありませんでしたので、当課から一括して御報告いたします。

それでは、環境政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。

県預金利子が4円ございますが、1,000円単位でございますので、0円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費は、人事課から特配を受けた職員の時間外勤務手当でございます。各課共通でございますので、ほかの課の説明は省略させていただきます。

中段の公害対策費は、職員給与費のほか、水銀フリー推進事業など、環境政策を推進する事務事業でございます。

不用額356万円につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

下段の諸支出金は、後ほど御説明いたします。チッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計への繰出金でございます。

不用額34万円余は、県債借り入れの利率の変動による不用残でございます。

4ページをお願いいたします。

ここからは、チッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の決算でございます。

まず、この特別会計で処理している事柄を大まかに御説明申し上げますと、本県が過去にチッソに貸し付けるために借り入れた、いわゆるチッソ県債の償還に係る特別会計です。

チッソへの金融支援は、基本的に、国の資金を原資に、県が直接的または間接的にチッソに貸し付けるというものです。国の閣議決定においても、国の施策として行われるものであるとされ、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講ずるとき

れており、これに基づいて国の補助や交付税措置がなされております。

具体的には、各償還時期において、チッソから可能な範囲での返済負担を求め、不足する額を国庫補助金で8割、全額交付税措置のある特別県債で2割というルールで財源に充当しております。

中身に入りますと、まず歳入について、全て不納欠損、収入未済はございません。

4ページ上段の公害防止事業費事業者負担金は、水俣湾の公害防止事業に係るチッソ負担金で、8億7,000万円余でございます。

中段のチッソ貸付金元金・利子は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのため、チッソに貸し付けた貸付金の返済金で、34億2,000万円余でございます。

下段は、平成7年、一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金、2億7,000万円余です。

5ページを見ていただきますと、上段から2段目の国庫支出金23億5,000万円余は、国からの補助金です。

中段は、特別県債の元利償還のための一般会計からの繰入金、10億6,000万円余です。

一番下のチッソ特別貸付資金5億8,000万円余は、特別県債です。

次に、6ページをお願いいたします。

これは、水俣病特措法に伴う一時金支払いに関する県債の元利償還金についての一般会計からの繰入金、7億円余でございます。こちらについては、全額交付税措置されております。

歳入は以上でございます。

続いて、7ページからが歳出でございます。

平成27年度に償還時期が来たもので、上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、水俣湾の公害防止事業に係る県債の元利償還金10億円余、下段のチッソ貸付金は、水俣病認定患者に対する補償のための県債の償還金56億

4,000万円余です。

先ほど御説明したとおり、チッソからのできる限りの返済金と、残りは8割の国庫補助金、2割の交付税措置のある特別県債で手当てされています。

8ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資金は、平成7年、一時金県債の元利償還金で、2億7,000万円余です。

下段の支援措置費が、特別県債によるチッソへの特別貸付金、5億8,000万円余です。

9ページをごらんください。

上段が、特別県債の元利償還金、10億6,000万円余です。

不用額34万円余は、県債借り入れの利率の変動による不用残でございます。

下段は、特措法に関する一時金県債の元利償還金、7億円余です。

環境政策課は以上でございます。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課の小原でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金の不納欠損、収入未済はございません。

次の国庫補助金について、予算現額と収入済み額との差が6,100万円余でございます。これは、主に津奈木町の平国コミュニティーセンター整備事業が、平成28年度へ繰り越しになったためなどにより、国からの補助金が減となったためでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

過年度収入の年度後返納の収入未済が10万円余でございます。これについては、後ほど附属資料で御説明いたします。

飛びまして、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公害保健費の不用額が2億3,000万余ございます。これは、水俣病総合対策事業に係る医療費等の支給実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

また、8,100万円余を繰り越しておりますが、これについても、後ほど附属資料で御説明いたします。

それでは、別冊の決算特別委員会附属資料をお願いいたします。1ページをお開きください。

繰越事業でございます。

環境・福祉モデル地域づくり推進事業について、津奈木町平国コミュニティーセンター整備事業の実施設設計の検討、作成に時間を要したことから、8,100万円余を繰り越しました。なお、工事は本年8月末に完了しており、施設の利用も開始されております。

次に、7ページをお願いいたします。

収入未済でございます。

3の平成27年度収入未済額の状況をお願いいたします。

まず、離島加算過払い金4万2,000円につきましては、平成16年の最高裁判決で勝訴された方に対しまして、治療促進受託事業として医療費などを支給しております。その中で、離島にお住まいの方が島の外の病院にかかれた場合に、1日当たり500円の離島加算を支給することになっておりますが、返納者が島の中の病院にかかれた際にも離島加算を支給したことから、過払いとなったものでございます。

この方は、ひとり暮らしの高齢者で、御本人の支払い能力に応じた納付可能金額を、毎月計画的に返納いただいております。

次の療養費返還金は、2件ございます。まず、分割納付中の事案1万3,000円は、療養費支給対象外である無保険期間に支給した療養手当につきまして、返納が生じておりました。なお、6月13日に完納されております。

その他の事案4万9,000円につきまして

は、医療機関が診療報酬の不正請求を行ったことに伴い、医療費の返還を求める事案が発生いたしました。返還に向けた手続を開始した直後に、当該医療機関の破産手続が開始され、収入未済となったものでございます。

破産手続の中で、所管の名古屋地方裁判所への破産債権査定申し立てを行っておりましたが、本年6月に、本県の債権額は時効により消滅しているとの決定がされましたことから、当初から債権がなかったこととなり、本年7月に減額調定の手続を行いました。つまり、収入未済は、現在では解消されている状況でございます。

以上のとおり、現時点での収入未済は、離島加算過払い金で分割納付中の事案のみで、本年度で既に3万円の納付をいただいております。残りが1万2,000円でございますことより、本年中には完納となる見込みでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤本水俣病審査課長 説明資料にお戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

本資料の15ページでございます。

まず、歳入でございますが、一番上の国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

2段目の公害健康被害補償事業事務交付金におきまして、予算現額と収入済み額の差が832万円余ございます。この交付金は、水俣病認定検診や審査などの認定業務に要する経費について、国から2分の1が交付されるものです。本年3月に国から交付決定があり、交付額が予算上の見込み額を上回る結果となったことによるものです。

また、3段目の水俣病総合対策事業費補助につきましては、予算現額と収入済み額の差が991万円余ございます。これは、昨年度、

水俣病認定申請者に対する医療費等の支給に係る経費が、予定額を下回る見込みとなったことから予算を減額補正したことにより、国庫補助の交付額が予算額を上回る結果となったことによるものです。

下段の諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出です。

16ページをお願いいたします。

一番下の公害保健費につきましては、2,586万円余の不用額となっております。これは、平成25年4月の水俣病認定申請棄却処分取消認定義務づけ訴訟に係る最高裁判決の後、一時中断しておりました認定審査会を昨年7月に再開したものの、昨年度は年度途中からの再開であったことから、認定検診などに係る経費の支出実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の17ページをお願いします。

歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

17ページ、最下段の環境保全基金繰入金につきましては、予算に対して816万円余の減額が生じておりますが、主にこの基金を充当して実施いたしました市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業におきまして、事業を実施する市町村等が行った入札により、補助所要額が見込みを下回ったことなどによるものです。

18ページをお願いします。

下から2番目の雑入ですが、これは主に国の地域経済循環創造事業交付金で取得した設備等の一部処分に係る事業主体からの国庫補助相当額の返還の受け入れ等でございます。

19ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

下から2番目の計画調査費ですが、これは主に企業局の工業用水道事業に対する一般会計からの貸付金や地下水保全条例に基づく許可制度の運用等、地下水保全のための事業を行うものです。

不用額3,132万円余は、主に工業用水道事業貸付金におきまして、企業局が実施した導水ポンプ設備更新の入札により、所要額が見込みを下回ったことなどによるものです。

20ページをお願いいたします。

最上段の公害対策費ですが、これは主に、くまもとらしいエコライフ普及促進事業、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業などの地球温暖化対策に関する事業や、環境センター運営事業などを行うものです。

不用額2,926万円余は、主に先ほど歳入の環境保全基金繰入金のところでも触れました市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業におきまして、補助所要額が見込みを下回ったことによる執行残等でございます。

なお、1億9,580万円余を翌年度に繰り越しておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

最下段の工業用水道事業会計繰出金ですが、これは、企業局の工業用水道事業会計に係る企業債元利償還等に対して、一般会計から支出する繰出金です。

最後に、繰越事業につきまして、別冊附属資料の2ページをお願いいたします。

市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業でございますが、事業を実施する八代市及び球磨村において、交流センター等に導入するバイオマスボイラーの設計内容の変更に時間を要したため、また、上天草市においては、移転新築の姫戸統括支所に太陽光発電設備及び蓄電池を導入するものですが、支所の建物建設の工期が延長となったため、それに

合わせて繰り越したものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○川越環境保全課長 説明資料のほうにまた戻っていただきまして、説明資料の21ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

資料の23ページをお願いいたします。

まず、衛生費のうち、公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、石綿による健康被害を受けた方またはその遺族に対し、救済給付を行う石綿健康被害救済給付事業がございます。

予算額1億6,694万円余のうち、支出済み額が1億6,558万円余で、不用額が136万円余生じておりますが、これは経費節減等による執行残でございます。

次に、公害規制費でございます。

主な事業といたしまして、大気汚染防止法に基づき、県内36カ所の測定局において、光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染の常時監視を行っております。大気汚染監視調査事業でありますとか、原子力規制庁の委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業等がございます。

予算額1億3,287万円余のうち、支出済み額が1億2,098万円余で、不用額が1,188万円余生じておりますが、これは、大気汚染監視調査事業を初め、大気環境測定機器等の更新等の入札残等でございます。

次に、環境整備費でございます。

主な事業といたしまして、市町村の水道事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生

対策としての水質調査等を行います上水道費でございます。

不用額218万円余につきましては、経費節減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございますが、不納欠損金、収入未済額はございません。

4段目の国庫支出金、3,848万円余の減額でございます。

その内訳としまして、最下段の地域住民生活等緊急支援のための交付金149万円につきましては、矢部周辺県立自然公園施設の国際化・老朽化対策事業の執行残でございます。

次に、25ページの上段をお願いいたします。

自然環境整備交付金、3,698万円余でございます。これは平成28年度に繰り越しとなったための減額でございます。内訳につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

次に、26ページをお願いいたします。

歳出に関する調べについてでございます。

中段の農林水産業費、500万円余の内訳でございます。

下段の鳥獣保護費362万円余は、経費節減に伴う執行残及び補助金の申請が当初の見込みを下回ったためでございます。

27ページをお願いいたします。

上段の自然保護費、137万円余でございます。これは経費節減に伴う執行残でございます。

中段の商工費の観光費、508万円余及び下段の災害復旧費の観光施設災害復旧費、280万円余でございます。ともに事業執行残でございます。

次に、附属資料の3ページをお願いいたします。

平成27年度繰越事業調べでございます。

1段目の生物多様性地域戦略策定事業の80万円でございます。

右の理由欄でございますように、改定本作成作業に当たり、有識者、これは野生動植物専門家あるいは自然保護活動家等から構成されます改定委員の意見の集約、整理に想定外の時間を要したため、改定本の印刷が年度内にできなかったためでございます。

次の国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業——これは9カ所でございます。9カ所、6,507万円余でございますが、右の理由欄でございますように、国の交付決定のおくれ及び事業促進に当たりまして環境省との設計審査等に時間を要したためでございます。

4ページをお願いします。

自然公園施設等災害復旧事業費で1,150万円余でございます。これは、年度末、3月でございますけれども、3月に災害査定が終了したため、年度内に復旧工事に係る工期が確保できなかったことによるものでございます。

自然保護課は以上でございます。御審議よろしくをお願いします。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料に戻っていただきまして、28ページをお願いいたします。

歳入でございます。

不納欠損、収入未済はございません。

28ページ上段の使用料及び手数料についてですけれども、予算現額に対して290万円余の増収となりました。主な理由としましては、産業廃棄物の収集運搬業の許可申請件数が最終見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、中段やや下の国庫支出金でございますけれども、予算現額に対しまして4,120万

円余のマイナスとなっておりますけれども、これは海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策を行います海岸漂着物等地域対策事業につきまして、国の経済対策分として、平成27年度2月補正予算で予算化されましたものから、これを平成28年度に繰り越したことによるものでございます。

続いて、29ページをお願いいたします。

中段の諸収入でございますけれども、予算額に対して6,000万円余のマイナスとなっております。これは、昨年12月に南関町で開業いたしました公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもとに係るアクセス道路の整備に関しまして、事業費の一部を平成28年度に繰り越したことによるものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

下段の環境整備費についてですけれども、これは廃棄物の適正処理ですとか3Rの推進などに要する経費でございます。

不用額として2,716万円余が生じておりますけれども、産業廃棄物適正処理事業ですとか、エコアくまもとの環境教育推進事業などでの執行残によるものでございます。

最後に、繰越事業について御説明いたします。別冊の附属資料の5ページをお願いいたします。

上段の公共関与アクセス道路整備事業につきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしました、エコアくまもとのアクセス道路整備に係るものでございまして、平成27年度事業分としては既に完了しております。

また、海岸漂着物対策事業につきましても、先ほど歳入のほうで御説明したとおりでございますが、特にことしは豪雨災害によります流木等の対策もございましたので、現在18%の執行にとどまっておりますけれども、

市町村実施分も含めまして、下半期で全て執行する予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

説明資料に戻っていただきまして、31ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、国庫支出金及び諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳入については以上でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟等への補助や交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

なお、不用額100万円余は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、最下段の諸費は、県民の防犯意識を高めるための広報、啓発や犯罪の起きにくいまちづくりの推進、犯罪被害者等支援に係る広報、啓発等の経費でございます。

なお、不用額の126万円余は、これも経費節減に伴う執行残でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

青少年育成費でございますが、県民フォーラムの開催や熊本の青少年を台湾に派遣するグローバルジュニアドリーム事業、また、有害環境の調査など、青少年の健全育成推進に係る経費でございます。

なお、不用額91万円余は、これも経費節減に伴う執行残でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食の安全・安心確保に係る経費でございます。

なお、不用額130万円余は、これも執行残でございます。

歳出については以上でございます。御審議

のほどよろしく願いいたします。

○中富消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございます。

全ての歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

以下、主なものを御説明申し上げます。

上から2段目でございますけれども、地方消費者行政活性化交付金でございますが、予算現額に対しまして881万円余の減となっております。これは当初の所要見込み額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、一番下の段の消費者行政活性化基金繰入金でございますが、予算現額に対しまして300万円余の減となっております。これも同様に、当初の所要見込み額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

2段目の消費者行政推進費、これは、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、また、市町村の行う消費者行政への補助金、また、多重債務者への生活再生支援事業などを主な事業としております。

1,610万円余の不用額が生じておりますが、その主な理由は、入札及び経費の節減等に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課長の守山でございます。

初めに、決算の概要について御説明いたします。

説明資料の37ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はともにございませ

ん。

上から2段目の地域女性活躍推進交付金でございますが、予算現額に対しまして3,139万円余の減額を生じております。これは大半が経済対策として2月補正予算で計上いたしました事業を翌年度に繰り越したものでございます。

次の財産収入につきましては、申しわけございませんが、下段の家屋売り払い収入3億8,254万円余を先に御説明させていただきます。

当課では、くまもと県民交流館パレアが入っておりますテトリア熊本ビルの地下3階駐車場を、平成14年度の完成当初から所有しておりまして、株式会社鶴屋百貨店が隣接所有しております駐車場と一体管理するべく、単年度契約で同社に貸し付けておりましたが、一昨年、買い取りの申し出を受けまして、県といたしまして、保有目的、維持経費など、さまざまな面から検討を行った上で、財産審議会の御承認をいただき、昨年度、売却いたしましたものでございます。

恐れ入りますが、別冊の決算特別委員会附属資料の8ページ、県有財産処分一覧表をお願いいたします。

この売却代金の内訳といたしましては、1段目が、宅地、1億5,700万円、次が、建物で2億2,500万円、最後が、それらの区分所有に付随しております公開空地としての54万円余でございます。

申しわけございませんが、再度説明資料の37ページにお戻りください。

3段目の財産収入のうち、上段の家屋貸付料につきましては、ただいま御説明いたしました地下駐車場の売却に伴い、貸付料を月割りで減額したため生じました528万円余でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

資料39ページをお願いいたします。

最下段の社会福祉総務費でございますが、これは主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍加速化事業を含めました男女共同参画の推進のための事業経費でございます。

なお、この不用額の1,765万円余につきましては、市町村からの地域女性活躍加速化事業補助金の申請が見込みより少なかったためでございます。

翌年度繰越額2,357万円余につきましては、恐れ入りますが、再度別冊の決算特別委員会資料をお願いいたします。6ページでございます。

くまもとの女性活躍促進事業は、働きやすい職場環境整備や女性の起業支援など、経済・労働分野における女性の活躍を促進するための事業であり、経済対策事業といたしまして2月の補正予算で計上したものでございますが、国の交付決定が年度末になったことにより、翌年度へ繰り越したものでございます。

なお、この事業につきましては、今年度内に完了する予定となっております。

以上が男女参画・協働推進課分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○太田人権同和政策課審議員 人権同和政策課審議員の太田でございます。

課長が病気療養中のため、かわって決算の御説明をいたします。

それでは、説明資料の40ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、41ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上から3段目の諸費につきまして、336万円余の不用額が生じております。これは主に広報啓発事業や経営体

育成事業における経費節減及び入札残に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で環境生活部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 済みません、先にちょっと部長が言われました2件目のところで、鳥獣の件です。適正な頭数の関係なんですけれども、これは、例えばイノシシ、鹿は、適正な数から、今何倍ぐらいいるというふうに思ったらいいんでしょうかね。適正な数という、それに対してどのぐらい。

○中尾自然保護課長 まず、鹿についてでございますけれども、今、鹿の直近の調査によりますと、約5万8,000頭いると想定されております。これは、今の森林面積等からしまして、適正な数というのは約7,000頭というふうに言われております。これに対しまして、毎年約1万9,000頭近くの捕獲を行っておりますけれども、今のところ、まだ余その5万7,000頭が減っているという状況にはございません。

それから、イノシシでございますけれども、このイノシシが、頭数、はっきり言まして数にできないという状況でございまして、これは今被害額が約3億でございます。これを、1億5,000万に持っていかうという活動をやっているというところでございます。

○城下広作委員 なかなか、その適正な管理という、その言葉自体が、なかなかじゃあ難しいですたいね、何か。何を目標に減らしていくのかというときに、適正な数というのが

わからないで、金額である意味ではイノシシの場合やっているというような形になるんですけれども、多いというのは漠然とわかるんですが、だけど、これを減らして捕獲しているけれども、結果的にはまた新たに産まれるから、逆に減つとらぬというような、そういうイメージを持てばいいのかなと思いますけれども、だけど、かなり現実的に人的被害とか、もう身近なところという話題を聞くものだから、議会でもいろんな先生が言われるから、これは我々都市部もそうだけど、かなり現場では深刻な問題だろうと思います。まあ、数字を明確にして、やっぱり減らしていくというのは努力していただきたいと思います。

そこで、委員長、いいですか。

○池田和貴委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 その部分で、例の昨年度からということで、法人等での参入を促すということで、事業の追加もありますよね、こうやって。これで立ち上がった分とか起動している分というのは。ちょっと詳しく。

○中尾自然保護課長 今現在まで、県内に猟友会というのがございます。猟友会の会員の方が、今約3,000名ほどいらっしゃるんですけれども、この方々が、5年前に比べますと、約400名減ってきているという状況にございます。しかも、高齢化が進んでいるということで、今現在60歳以上の方がもう7割を占めているということですので、10年後に、単純に換算しますと、70歳以上が7割、8割近くになってくると、非常に厳しいと。

この中で、昨年、法改正がございました。鳥獣保護管理に関する法律というのがございまして、これが昨年5月に改正がありまして、このときに認定事業者ということで、要するに捕獲を専門にする業者といいますか、

事業体をつくろうということで法律が改正になりました。今、県内に4事業体ほどございます。この方々に、猟友会でちょっと脆弱になった捕獲に対しまして、実際、その捕獲を専門とする業者をつくって、育てていって、それをかえていこう、とっていこうと。今先生おっしゃったように、適正に管理するまで持っていこうという動きが出てきたという状況でございます。

あわせて、県の直接事業としまして、こういった方々を育てるということと、新たな捕獲方法等も検討していこうという事業を、昨年から取り組んでいるというところでございます。

○城下広作委員 まあ、全力で頑張ってもらおうということと、多分専門の方が高齢になってくると、だんだんだんだん減る。そうすると、完全にとる人間が減り、自然ではばんばん産まれてくるということで、今よりももっと悪くなる環境は目に見えているなということですから、ぜひこの事業を通してもらって頑張っていたきたいと思えます。

以上です。後でまた別に言います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 環境立県推進課橋本課長、真ん前にいらっしゃいますので、とりあえず真ん前のほうから聞いていこうかなと思えますが、資料は18ページ、19、20あたりもそうですが、実は環境も久しぶりでございまして、ちょっと要望なり、この実態のことをちょっとお尋ねしたいと思えますが、18ページの歳入の2段目に、工業用水道事業貸付金に係る企業局からの回収金と、19ページの下から2段目ですが、工業用水道事業貸付金、それと次のページに繰出金もあるようですが、この貸付金、企業局に対して貸付金をした一部の返済がないから、今言った回収金という

用語になっていまして、を回収したというのがこの2つの関係なのかというのが1点と、この貸し付けもあって繰り出しもあるというのは、これは毎年のことなのかというのをちょっとお尋ねします。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

一般会計から企業局の工業用水道事業会計への支援ということで、企業局の工業用水道事業会計のほうに厳しい財政状況ということで、企業局と財政課のほうの協議、話し合いの中で、一般会計からも一定のルールに基づいて支援するというので、従前からこういった形で貸付金、また繰出金、また貸付金に対する企業局からの返還金、回収金ということで、従前からやっております。

基本的なルールといたしましては、まず元利償還分、企業局が起こします企業債に対する元利償還、これに対して、やはり企業局の会計が厳しいということで、一般会計から繰出金という形で支援をしております。

また、それでもなお資金収支不足が生じておりますので、それにつきましては、一般会計から貸付金という形で支援をしております。

資金不足分の中には、通常のやっばり資金収支とまた設備投資、また回収等を行う場合にやはり資金不足が生じますので、そういったことも含めて貸付金という形で支援しているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

じゃあ、今おっしゃった元利償還に関しては繰出金で、それでも足りない場合が貸付金と。財政課等を含めましてのルールとおっしゃいましたけれども、じゃあその割合とか上限とかというのは特別ないんですね。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。

まず、繰出金につきましては、基本的には企業債の元利償還分について繰り出しをしていると。また、資金不足分につきましては、収益的収入とか、資本的収入とか、またそれから企業局が収入を受けます、そういった一定の計算ルールに従って一般会計から貸し付けをしております。

○松田三郎委員 わかりました。

また企業局の決算のときも話そうと思いますが、ということは、企業局も、何ですか、例えば駐車場はそこそこいいとか、あるいは工業用水は厳しいとか、なかなかそれぞれのがちょっと難しいんですね、多分やりくりというのは、その内容では。ということは、工業用水、非常に企業局頑張ってもらわんと、環境立県推進課はどんどん出さないかぬということも理屈の上ではあり得るんですか。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

現在、一般会計から企業局のほうに支援をしておりますのは、有明工業用水道事業についての支援ということで、従前は八代工業用水道事業についても支援をしておりましたけれども、現在はこの有明工業用水道事業に対する、まあ貸付金でございますけれども、貸し付けをしております。支援をしています。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 自然保護課で、附属資料の部分で、国立公園の国際化とか老朽化の整備で、計画的にやっているんだけど、今度災害が起こって、同じ場所とかで災害が起こって、要するに繰り越して本来やるべきであった、だけど災害が起こった、こういうときには、これはどうなんですか。

○中尾自然保護課長 現時点におきましては、ちょっと調査を今やっていますけれども、かぶったところは今のところないということでございます。現状は、災害は災害復旧ということでことし補正を組んでいただいて、今やらせていただいているというところでございます。

この老朽化事業につきましては、昨年から、6年間で年間約1億円ということで進めておるということございまして、これは順次そのまま進めていくのかなというふうに考えております。

○城下広作委員 じゃあ、かぶっているところはないということで、その分やりやすい。かぶってくると、非常に予算の分け方というのは、これは複雑になるだろうなど。

関連して、例の海岸の漂着ごみ、これも経済対策でやっているんだけど、今度の災害でかなり漂着物が来ているから、これも災害で回収をどんどんやっていく。これはちょっとどうなんですか、漂着ごみの部分。

○久保循環社会推進課長 海岸漂着物に関しては、海岸4課、河川課ですとか、漁港漁場とか、あそこら付近のほうで、農林水産省ですとか国交省のほうから補助金をいただきまして、一応処理をしているという状況でございます。

私の環境省のほうでのいわゆる海岸漂着物補助につきましても、水産振興課あたりから、ノリの作付にちょっと影響するといけないということで、事前に環境省にも相談しておりまして、そこで費用をつけていただいてから処理を進めているという状況でございます。

○城下広作委員 わかりました。

何か非常に絡んで、ちょうど今回の震災の分でいろいろその事業とかぶって、いろいろ

複雑になるのかなというふうに思いました。

最後に1つ、例のあのテトリアの駐車場の売却の件ですけれども、ちょっとよく私わからないですけれども、これはもともとうちが駐車場の部分を持っていた、しかし、結果的に民間に売却した。ここの駐車場は、テトリア、パレアとか使う人たちがここを利用して来た駐車場なんですかね。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

平成14年のときに、前建っていました、熊本県が所有していました婦人会館等のビルを再開発する際に、区分所有権として9階、10階、それから今の1階のくまモンスクエア、それとあわせて、残りの地下3階駐車場を、県が区分所有権として持っていたんですけども、そのこの入り口等につきましては、今の鶴屋の入り口、あそこを使って入らざるを得ないという関係で、最初に所有した段階から鶴屋百貨店に貸し付けておりました。

あそこの分については、鶴屋の駐車場と一体的に利用していますので、パレアを使用される方がそこを使用されるということではなくて、一体的使用になっていたということです。

○城下広作委員 わかりました。

仮にパレアを使う方が使っていて、その駐車場が使えなくなったら、逆に言えば県民の不利益になるのかなと、それを心配したものだから、ちょっとそこがわからなくて。じゃあ、それはもともと鶴屋の部分で関係ないから、安心しました。わかりました。

○西岡勝成委員 2つとも城下先生に関するんですけども、海岸漂着ごみの件で、今久保課長が、土木、水産連携してやっていますが、やっぱり最近のごみで、漂着

というか、木材あたりも山から海岸に漂着するごみが物すごい量になっているんですが、あれは何か河口域で、例えば大きなワイヤーあたりを張ってとめられぬものか。海へ一回出たら、これは重いし、生材は沈むんですね、中間に。すると、プロペラはやられるし、魚類養殖の網はやられるし、ノリもやられるし、えらい海としては非常に迷惑なんですね。そういうので、縦の連携、川上から川下に向けての対策というのは、何かふだんロープあたりを張ってとめようと、何かそのような対策が連携してできるのではなからうかと思うんですね。

有明海、八代海は特に閉鎖的な海域ですから、一回そこに流れ込んだらどうにも出らぬし、いつまでたってもこれは漁民にとっては大変な迷惑な話だから、これは国とも話したが、もうちょっと効果的に、まあ上流にスリットダムとかのダムがあるところは、そこである程度の大きな材木あたりはとまるんですけども、それがいないところは全て流れてくるんですね。そういう中で、もうちょっと河口にそういうスリットダムの役割を果たせるようなことも含めて、やっぱり私は考える時期に来ていると思うんですけどもね。

○久保循環社会推進課長 河川内でのためについては、ちょっと河川課のほういろいろと検討しているというふうには聞いておりますが、今回、水産振興課が環境省の補助金をいただいて、一応実証実験事業ということで、白川の河口に台船を浮かべまして、白川から、阿蘇の方面から流れ下ってくるそういった流木について、ちょっと処理を進めてみようということ、準備をやっているというふうには聞いております。

○西岡勝成委員 もう少し横、縦の連携をぜひ、これは国のほうとも含めて、考えていく時期だと思いますので。

もう1つ、男女参画・協働推進課。公開空地というのは、どういう……。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

公開空地と申しますのは、通常、ビルの敷地に設けられました、一般住民の方が自由に入出りできる区域のことなんですけれども、テトリア熊本ビルにおきましては、ビルの周りの歩道となっている部分、鶴屋との間で傘があって、椅子があるような部分ですね。ああいう部分なんですけれども、この公開空地を設けることで、ビル建設時の容積率ですとか高さの制限の緩和ができるということで、どうしてもその公開空地を設けなければ——設けたほうが有利になるわけです。その公開空地を、通常は区分所有権の持ち分に应じまして持っていますので、今回、駐車場を売却したことによって、それに付随する公開空地の持ち分を売却したという形です。よろしいでしょうか。

○西岡勝成委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介委員 先ほどからの関連なんですけれども、久保課長なんですけれども、漂着物なんですけれども、これは年度末に国から交付されたものですよ、このお金というのは。漂着物ですよ。

○久保循環社会推進課長 そうですね。

○高野洋介委員 で、災害があつて、4月の災害で国から農林水産部だとか土木のほうはそれなりの予算を取ってきたわけですね。その処理のお金を国からもらってきて、漂着物を除去しようというような動きをしとつとですけど、久保課長のところのこの予算という

のは、それ以外のものを使うのかというのをちょっとお尋ねしたいんですよ。

○久保循環社会推進課長 海岸漂着物等補助と申しますのは、本来は、海に浮かんで、大体海の外から、海外から押し寄せてくるような、そういったものが大体——問題になりました時期がありましたけれども、あれに対する対策としてそもそも始まったものです。ですから、長崎県さんとか、非常に海岸線の長いそういった県におきましては、要は非常に困られたという経緯もあったので、そういう補助を国に対して声を上げていかれて、それを環境省が設置と申しますか、制度を整備したという経緯がございます。

ただ、実際、我々熊本県におきましては、もちろん海の真ん中に出ていったものについては、先ほど申しましたとおり、ノリとかいろんな漁場もございまして、そこでは活用しておったんですが、それに追加して、河川から流れ下ってくる災害流木あたりについての処理もあわせてやっけてきているという状況がございます。

大体、災害等に——農林省とか国交省のほうの補助金については、海岸に漂着して、もう流れ着いたものを処理するための補助という形で、一応区分けをしているような状況でございます。

○高野洋介委員 ということは、災害とはまた別な形での事業だというふうに認識をしますが、後はまたいろいろ海域だとか、いろいろ国のほうのこととも関係しながらしっかりやってもらいたいんですけれども、ひとつ発想を変えて、今後、こういうことが多分ずっと毎年続いていくんですね、漂着物というのは。ですから、できる限り、私、農林水産部にも言っているんですが、やっぱり県として、回収船なり何なりを検討する時期に来ているんじゃないかなというふうに思っていま

すので、そういう視点も入れながらやっても
らいたいのと、もう1点が、よく村上先生が
言われるんですが、表面に見えているやつは
取ればわかるんですけども、沈んでいるや
つというのが結構あるんですよ。これが非
常に問題になってきているんですよ。です
から、そういった観点も入れながら、漂着物
というのは上も下もありますので、そこの視
点を入れると、この予算では大変厳しい部
分もございまして、予算の増額等々も今後
検討しながら、ぜひ執行していただきたい
というふうに思っております。要望でいい
です。

○久保循環社会推進課長 海岸漂着物につ
いては、一応、各県内で、そういう関連す
る事業課あたりと連携してやるように、ま
た、事業者である漁協さんたちとか、そ
こも入って検討会議みたいなものを一
応設置しております。その中で、今先生
の御指摘の部分については、農林とか土
木に対して話し、検討を進めてまいりた
いと思っておりますので、よろしくお願
いします。

○池田和貴委員長 ほかにございませ
んか。

○小杉直委員 水俣病とかチツソに関
する説明がありましたが、27年度のチツ
ソの経営状況は、押しなべて言うならど
ういう状況でしたっけ。

○村井環境政策課長 27年度の業績は、
売上高は増加しましたが、経常利益は前
年度——前年度が103億円だったん
ですが、を下回る76億円ということに
なっております。これは、主力の液晶
ディスプレイが中国及び新興国経済の
減速の影響を受けて調整局面に入った
ということと、やはり為替の最近の関
係でちょっと収益が上がらなかったとい
うところが大きかったと聞いておりま
す。

○小杉直委員 一般的に言う増収、減
益ということですか。

○村井環境政策課長 そうですね。そ
う認識しております。

○小杉直委員 これは直接27年の決
算には関係ないわけですが、今回の熊
本地震で、あそこのプラントとか関
連施設も古いところがありますけれど
も、被害に遭ったという話はありません
か。

○村井環境政策課長 一番目に見えて
わかるのは、チツソはいっぱい水力
発電を持ってまして、それを売電して
収益を上げているところ、また、今
後、新しく装置をかえて、またその
収益を上げていこうという試みはご
ざいましたけれども、大分石が流れて
きたりしてやられていて、ちょっと
思いどおりの収益計画がとれないよ
うな話も聞いております。

○小杉直委員 なら、そういう面は、
ちょっと今後のやっぱり懸念される
課題ですたいね。

もう1点、猿渡課長、33ページ、
青少年育成費の中で、グローバル
ジュニアドリームというのを実行さ
れとるでしょう。この内容は、大体
どういうことですか。先ほどちょ
っと簡単に説明はあったけれども、
少し具体的に。

○猿渡くらしの安全推進課 このグ
ローバルジュニアドリーム事業とい
いますのは、県内の小学校6年生か
ら中学生、それにあと高校生も加
わりますけれども、団員30名、こ
れを台湾の高雄市のほうに派遣を
いたします。

この目的は、例えば向こうの小
学校での交流会でありますとか、
ホームステイを行います。異文化
を、交流を通じまして、自分の夢

でありますとか可能性、そういったものを再発見してもらうという事業でございます。

○小杉直委員 それは、高雄との熊本空港の就航をした後ですか、その前から。

○猿渡くらしの安全推進課長 県が熊本市と、平成25年の9月に、台湾・高雄市と国際交流の促進覚書を締結しております。それ以降になります。平成26年、27年、28年、今回が3回目の事業になります。

○小杉直委員 わかりました。

それなら、守山課長、さっきの売却の駐車場の話ですが、大体何台分ぐらいあったんですかな。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

全部で95台です。

○小杉直委員 わかりました。ありがとうございました。

○早田順一委員 先ほどのグローバルジュニアの件で関連なんですけれども、今御説明で30名で行かれるということで、たしか以前は沖縄か何かに行かれていたんじゃないかなってすかね。一旦それが事業がなくなって、またこういう形で復活しているというふうに思ったんですけれども、台湾として、平成25年からですから、その子供たちの成果というのはなかなか見えてないと思うんですが、課長としては、どのように子供たちに、どういう影響がこれから期待されると思っておられますか。

○猿渡くらしの安全推進課長 今回、私、団長として一緒に子供たちと派遣で行きましたけれども、やはり子供たちが、いわゆる世界

に向ける目というか、グローバルな視点で、感想とかも聞きましたけれども、やっぱり見方とか考え方が変わりましたという意見を多く聞きます。そして、その成果を、各子供たちが、学校におきまして、全体集会でありますとかクラスの集会で発表する機会を設けてもらって、それをほかの子供たちにも報告してもらっているというような形で、その成果がだんだん広まってきているんじゃないかなというふうに思っております。

○早田順一委員 私も、子供たちに投資をするというのは非常に賛成でございます。

一応、ちょっと不用額が90万ちょっと出ておりますので、もしできるのであれば、1人でも2人でも多くの子供たちを連れていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○猿渡くらしの安全推進課長 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 これは環境生活部だけの問題じゃないと思いますが、ちょっと資料で一つだけわかりやすく言うと、3ページで、例えば一般管理費というのが、ほとんど不用額ゼロというふうなことで計上してあります。そして、その備考欄に、時間外勤務手当と書いてあるんですが、これで私がちょっとわからないんですが、きのう、環境生活部関係の職場をずっと回ってみたら、7時半前ぐらいで昼間の職場と変わらぬように、皆さん頑張っているんじゃないんですよ。そういう状況で、この時間外勤務手当がこういう形で決算があるというなら、何かからくりがあるのかなと思いつつながら、ちょっとお尋ねしますが、本当は人事課か何かに関かなんでしょうが、きょうは、たまたまきのうちょっと夜回った

もので気になってですね。みんな、ちゃんと時間外手当をもらいよっとかなというのを気にしたんですが。

○坂本政策審議監 きノウ、時間外が多いというのは、最近では予算を組む事務が発生しておりまして、締め切りが間近なものですから、各職員、汗だらだらになって多分やっている状況だと思います。私も残っていたのは、人事とかなんとかの関係で、昼間になかなか作業ができない関係もございまして残っておいりましたので、そういうように御理解いただければと思います。

時間外の縮減に当たりましては、部課長会等で各課長等にも徹底をしておりますし、それと、時間外で、命令を出さずに時間外をやらないようにするというのも、基本的には徹底しています。ただ、まだ一部にそういうものも見られますので、そこはさらなる徹底を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 ここに書いてあるのは、これはちょっと別の問題ですね。一般管理費の時間外手当というのは別な問題ですね。そういう理解でいいですね。

確かに、今、予算で一生懸命それぞれ頑張っているから、時間が昼間で足らぬというのはわからぬでもなかばってんですね。あれが常態化しとつとなら、大変な県庁の職場やなと思いつつながら、きノウはあきれて帰ったんですよ。ぜひもう少し早く家に帰すような、そういうことも考えていってほしいなということを強く要望しておきます。

○中尾自然保護課長 済みません、ちょっと訂正でございます。

先ほど城下委員のほうから、公園内の整備交付金事業で、一応ダブリはなかったと答

えしましたけれども、1カ所だけ、附属資料の3ページをお願いしたいんですけども、この4段目の九州自然歩道(兜岩線)というのがございますが、これは被災しましたので、これにつきましては取り下げをする予定でございます。

○城下広作委員 兜岩とか、ああいうのは大概ひどかけんが、かぶつとるものと思って聞いたんですけど、ないということで、不思議だなと思いつつながら、安心しました。

○中尾自然保護課長 済みません。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

○西岡勝成委員 これは環境生活部長にちょっと物を申しておきたいんですが、生産活動と環境と相反する部分がありますね、骨材にしろ、いろんな面で。そういう中で、やっぱり連携というのが、非常に各課との連携、部との連携というのが非常に大事になる部分があるので、この辺はやっぱり今後そういう、まあ海砂利のこともそうですが、やっぱり片一方は骨材として必要、片一方は環境を守らないかぬというような問題があります。きょうは、後から商工観光労働部もありますし、その後で農水もありますけれども、そういう流れの中で、やはりお互いに連携をしないとお互いに対処できない大きな課題がありますので、ぜひその辺は横の連携をとりながら県政を進めていただきたいと思います。

○田代環境生活部長 環境行政のほとんど、いろんな分野にまたがるといいますか、その下支えする部分もあると思います。ということで、いろんな、有八の問題も含めまして、環境のほうがその調整窓口になっている部分があると思いますので、しっかり今後とも、私も目配りをしながら、みんなと一緒に

調整に当たっていきたいと思います。いろんな角度から庁内議論を戦わせながら、しっかりやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○橋口海平委員 23ページの石綿健康被害救済給付事業なんですけど、これは何人ぐらいで、何年までに認定されるとか、そういう縛りとかはあるんでしょうか。

○川越環境保全課長 石綿救済給付事業でございます。平成17年ぐらいから認定申請が始まっておりまして、これまでに熊本県内での認定者数が75名、それと特別遺族の分が認定が49名というような形で、合計の124名が熊本県内では認定者として認定されております。ちなみに、27年度までの全国の数字を申し上げますと、1万985人という形でございます。

○橋口海平委員 もし、今、地震とかいろいろなので石綿被害というのが、まあ一生懸命県のほうもそういう予防はしなさいというふうに言っていると思うんですけど、そういうのが出てきた場合も、これはどんどんふえていくものなんでしょうか。

○川越環境保全課長 今回の熊本地震だけではなく、例えば、関西の神戸で起きた災害でありますとか、中越地震、東日本、今までいろんな災害がございまして、その時々結構建物壊れたと、石綿が使っている建物が壊れていて飛散のおそれがあるよ、実際、飛散していたということもございます。そういう経験もございまして、今回の熊本地震におきましては、非常に対応はうまくやっているかと思っております。

先生も御承知のように、マスクを配ったり

とか、現場のほうに出向いて、実際監視して回ったりとかやっておりますので、実際に、その現場の石綿の濃度とございますか、そういう濃度ををはかっても、全然問題ないというような状況でございます。

今後ふえてくるかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたように、これまでの災害の処理の中で、もしかするとそういう石綿に被曝していた人がいるんじゃないかなんかというようなことは考えられます。

○橋口海平委員 今回、いろいろ取り壊す中で、そういう調査とか、そういうマスクしているか、そういうのも行っているんでしょうか。

○川越環境保全課長 実は、まず震災があった後に、もともと吹きつけの石綿というやつ、目に見えて場合によっては飛散する可能性があるよという石綿の把握しているところにつきましては、地震後、すぐに飛散、漏えいのおそれがないかというような形で確認はしております。その中で、やっぱり被災していたところにつきましては、すぐさま飛散しないような措置をとりなさいというような形で指導をして、指導をされていると。

その後、実際に、解体作業が今現在始まっておりますけれども、解体作業中も、うちの課の職員でありますとか、地元保健所の職員でありますとかで立入調査をできるだけ行っております。現場のほうで確認をするというような形をしております。

現場のほうにある石綿というのは、どちらかといいますと防火板あたりですね。普通のボードの中に過去には石綿が使われていたというようなやつがございまして、そういうやつにつきましては、機械でがりがりと割らずに、きちんと手ばらしをしなさいというような話で指導を行っております。今現在も続行中でございます。

○池田和貴委員長 橋口委員、ちょっとじゃあ私からよか。

○橋口海平委員 はい。

○池田和貴委員長 今、全部、レベル1というか、吹きつけのやつについては全部調査したとおっしゃいましたが、それは公的なものだけ、それとも被災した家屋全部ってこと。

○川越環境保全課長 レベル1の吹きつけにつきましては、例えば土木のほうで1,000平米以上については、どういうところに吹きつけがあるというような調査を既にされております。そういうところについては、公的なもの、一般のものに限らず把握しておりますので、そういうところを調査したという形です。

○成富環境局長 今回の熊本地震に伴う家屋の解体につきましては、アスベスト問題、当然ありましたので、国の通知等を踏まえて、事前に解体をする前に、全てアスベスト調査を業界と一緒にやっていきます。それから、レベル1、レベル2、レベル3に応じた解体をしていくような取り組みをしております。

○池田和貴委員長 わかりました。

○早田順一委員 その調査の期間ですね。結構やられていると思うんですけども、大体どれぐらいその調査期間ってかかるものなんですか。

○成富環境局長 期間といたしますか、大体各町村ごとに事前に、まあ5,000棟ぐらいある町村がありますと、一遍に全部やるのか、大体50棟ずつに分けてやるのかとか、やり方はい

ろいろあって、解体前に何しろ事前調査をすると、それから解体に入るという形にしていますので、大体期間というのは特に決めてなくて、何しろ解体前には全て事前調査を終るというやり方でやっていますので、個々の町村によって、また個々のケースによって違うと思っています。

以上です。

○早田順一委員 調査する方というのは、数、人手不足というか、そういうのはどうでしょうか。

○成富環境局長 人手不足は、今のところ、いろいろ調査する人たちも、協会がございしますので、そこでやっていただくし、解体の協会も、専門の職員を置いていますので、ある程度、今のところ、そこまで人手不足という感じでは調査自体は伺っておりません。

もう1点、これは国が直接やっていただいたんですが、アスベストがある建物を解体するときに、1棟壊すときには、1人技術者が要るとかあったんですけども、それも国のほうから緩和していただいて、数件に1人置けばいいとか、いろんなことがまた国でも緩和されていますので、人手対策も、その辺で国と連携してやっている状況でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

○城下広作委員 ぐらしの安全推進課ですね。食品の品質表示の部分で、これはどこまでかちょっと私にわからないだけなんでしょうけれども、あれは一般の有名なもの、成分表示から、あるいは塩分濃度からカロリーなんか書いてあるんですけども、例えば道の駅で加工品なんか売ってあると、塩分表示があるかないとか、あれは同じベースで表示しないといけないとか、そのレベルがあると思うんですけども、例えばこの水も、これ

は栄養成分表示というのがあって、こっちにはないんですよ。これは、どこまで製品には求められているのかなど、大体の概略を教えてください。

その事業としてここにあるものだから、表示の指導という部分が。その辺はどこまで本来やらなきゃいけないのか。それがやられていないのがあって、一般に売り出されているもので、どこまで表示しなきゃいけないのか。

例えば、道の駅で売っている商品が国産品であるか、何々品であるか、最低でもどこまで表示せないかぬとか、塩分とかを表示せないかぬとか、そういう食品表示の部分というのはどういう感じの部分ですか。これはやられていない、やられている、そういう目安をちょっと。

○猿渡くらしの安全推進課長 その加工食品の栄養成分の表示の義務化というのが、これが、昨年、27年の4月1日、食品法の表示制度の法律ができております。

容器の包装に入れられた加工食品には、熱量とかたんぱく質とか、そういった脂質、炭水化物、ナトリウムの5成分というのが表示をされております。例えばナトリウムの量については、食塩相当量で表示されますし、具体的にそういった成分の表示は義務化されているということなので、統一的な形で表示されているということになります。

○城下広作委員 道の駅にはよく寄ってからいろいろ見るけど、みんながそがんとはついとらぬ場合が結構あるとか。ただ、それがいいか悪いか、何の基準によっていいのか悪いのか、じゃあむしろ裏なんか、まあ塩分とか書いてあるけど、それは何%とかなんとか具体的な数字なんか書いてないのはいっぱいあるし、それがいいか悪いかかわからぬけど、どうなんでしょうかね。

○猿渡くらしの安全推進課長 一応、表示するような義務化はされているので、大体表示するようになっているんですが、中にはそういう漏れているのがあるということであれば、一応うちのほうでも巡回をして指導したりとかいうのを行っておりますし、例えば食品表示のウォッチャー制度をうちがしておりますけれども、そういった方からの通報でそこに出向いていたり、確認したりということをやっております。

○城下広作委員 誰が悪いとか、そういう意味じゃなくて、本来やるべき表示の部分が、全ていろんな格好で売り出されているものとしては、ちゃんとできている、できてないというのは、ちゃんと点検するようになり、できてなければ指導するようになっているという前提で思っているから、その辺はちゃんとやられていると思うけれども、意外とそういう部分があったりなかったりするものをよく見るなという感じがイメージ的にあるものだから、どうでしょうかということをお聞きしたわけです。

○猿渡くらしの安全推進課長 法律が施行されてから、一応5年間の経過措置というのがありますので、それまでには完全にとということになりますので、その経過の今措置の期間中ですので、指導を徹底しているというような状況でございます。

○城下広作委員 わかりました。もうこれはいいです。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○松田三郎委員 先ほど岩中先生の質問でありましたのにちょっと関連しますが、私はパ

トロールはいたしておりませんが、実態はわかりませんが、この資料を見ながら、一般管理費の関係です。これはどこでもいいんですが、たまたま、わかりやすい意味で、久保課長のところですね、循環社会推進課。

30ページの3段目の職員給与費、18人分、1億8,000万余となっております。これが、款項目で言えば公害対策費というところになっています。例えば、32ページのくらしの安全推進課、これは、職員給与費が2段目の一般管理費、ほかも何とか総務費のところとか何とか対策費、各課それぞれ上げてあるようでございますが、2点ありますが、1点目は、部内でも、各課——別に27年度だけに限ったことではないでしょうから、各課内のルールなり、今までの慣例なり、どの目で上げるとかというのは、まあ別に統一しなくて、各課に任せているという事情があるのかどうか1点と、たまたま見ていて、単純計算して、職員給与費だけで、18人分だけでこの金額ならば、単純に割り算して平均すると、職員給与費が1,000万になるのかなど。上に時間外がありますので、時間外は除いてあるんでしょうから、これはそういう理解でいいんですかが2点目。

○村井環境政策課長 済みません、まずどの項目にというのは、財政課に予算要求するときに張りつけられるものですから、どういう形で、どういうルールになっているか、ちょっと確認させていただいてお答えするということでよろしいでしょうか、まず1点目。

もう1点目について、給与費ですけども、通常の時間外分はこの給与費の中に入っております。職員給与の何%が時間外ということで、最初から給与費の中に入っております。それで足りない分について、それぞれの時間を各課が要求して、それを人事課が振りつけるのが、この例えば時間外という形で出ているもので、それは別に交付されるもの

でございます。

○松田三郎委員 1点目はいいですよ、確認せんでも。財政課のほうが、いや、ここじゃなくてここで要求しなさいと、ここで認めますというようなことということでしょうか。

○村井環境政策課長 予算要求するときに、そういう振りつけがなされるということですよ。

○池田和貴委員長 よろしゅうございますか。

○松田三郎委員 2点目は、一部当初で予定している時間外なんかも含めてこの金額——循環社会推進課ばかり言うようですけども、そういう額になっているということであっても、時間外を含めて、大体あれですか、これは18人もいらっしゃれば、若い人も、ある程度の人もいらっしゃるでしょうけれども、この金額になるものですかね。いや、別に多いからけしからぬって、ちゃんと仕事に見合った給料があるならいいですよ。

○坂本政策審議監 この給与分には、保険料とか、事業者負担分とか、それなんかも全部含まれておりますので、それだけもらっているわけじゃございません。そういうふうに御理解を。

○松田三郎委員 わかりました。ほかの課も一緒ということですね。

○坂本政策審議監 はい。

○松田三郎委員 わかりました。

○山口裕副委員長 ちょっとやっばり人の話を聞きたいんですけども、中富消費生活課

長にお聞きしますが、主要な施策の成果を見ても、この消費者行政、かなり人が必要なんじゃないかということがちょっと考えられるんですけども、きょうの説明資料でいくと、13名で頑張っていらっしゃるという状況ですけども、実態として、さまざまな消費生活に関する相談であったり、指導であったり、さまざまな取り組みをされるんですけども、この人数で足りるんですか。

○中富消費生活課長 ありがとうございます。

職員、それと相談員が13名、非常勤嘱託であります。特に、やっぱり地震発災後は、相談件数がピーク時には日常の2倍、3倍にふえたりしまして、職員もそのバックアップ、情報収集、予算措置等々のために奔走してまして、そうでなくても、例年、非常に時間外も多い、職員忙しい職場でございます。人手が欲しいのはやまやまでございますが、もう県庁全庁的にこういった状況であったと思いますので、もう限られた人員で精いっぱい、また健康管理にも気を配りながら、余り時間外が続くようだと、早く帰れよというふうなことも声かけしながら、何とかぎりぎり頑張っている状況でございます。

○山口裕副委員長 その上で歳入に行くんですけども、歳入の34ページ等書いてある内容でいけば、活性化の交付金であったり、活性化の基金から繰り入れたものであったり、やっている事務等々からすれば、国の支援は、活性化については10分の10だということなんでしょうけれども、それ以外についてはすごく手当てが薄いような感じがせぬでもないんですけども、全体的に見ると、まあ比較して歳入についてはどうなのか、もうちょっと国の支援があったほうがいいと思われるのかどうか。

○中富消費生活課長 予算編成する場合には、一般財源はぎりぎり絞り込んだ上で、この10分の10の交付金を最大限獲得したいと思ひまして、目いっぱい要望を出しているところでございます。

どうしても国の予算額、限界がございますので、満額いただけないケースが多いんですけども、今のところ、必要な予算につきましてはどうかいて、その中で執行できている状況かというふうには思ひます。

○山口裕副委員長 今回の県民の暮らしを考えると、すごく重要な分野だと思うので、我々も覚えておきたいなと思ひます。

続いて……

○池田和貴委員長 じゃあ、済みません、関連していいですか、私のほうから。

○山口裕副委員長 じゃあ、後で。

○池田和貴委員長 済みません。

消費生活センターは、本当に大切なところだと思うんですね。消費生活に対する施策も、ここ5～6年、本当にいろんな形でメニューもふえてきたし、市町村にまで裾野を広げていく役割も負ってもらわなきゃいけないんだと思うんですけども、その中で、毎年6月には、多重債務者生活再生支援事業、この継続を求める請願が、必ず弁護士会や消費生活関連などから上がってくるんですね。主要な施策の成果を見ますと、今年度は、面談件数が841件、貸し付けが34件ということになっています。

これは、先ほどおっしゃられたように、消費生活センターもそういう話をされると思うんですけども、現実には、委託事業でグリーンコープさんが受けて、貸し付けの資金も用意してやっているんですね。この今の——これは弁護士会からも、これはぜひもっと継

続してくれ、さらに拡充する必要があるとかという要望が来ているんですけども、課長から見て、その辺はどういうふうに評価されていますか。

○中富消費生活課長 毎年、弁護士会のほうから、委員長おっしゃるように、請願をいただいて、御採択いただいております。その追い風を受けまして、私どものほうでも、毎年予算化いたしまして、グリーンコープのほうに委託してやっているところでございます。

現在、グリーンコープのほうでは、専任の相談員2名が対応していて、家計診断、まず家計見直しましようよということで、収入、支出のバランスを見直しながら、仕事がない方には仕事の手当てができるように、そういったふうな手助けもしながら、そしてまた、借金が多いので、これは銀行さんと交渉して減らしましようという債務整理のほうのお手伝いも、弁護士さん、司法書士さんに入らせていただいてやっております。

そうはいつても、生活資金が、例えば入学資金が一時的に要るとかいう場合には、じゃあ3万お貸しましようとかいう形で、無理のない範囲で貸していただくという形でやっております。

現状では、何とか相談者の方々の対応にはお応えいただいている状況ではございますが、今般の地震に際しまして、多重債務者だけでなく、やっぱり生活困窮者の方々の御相談も、県のセンターのほうでもふえていますけれども、グリーンコープさんのほうでもふえている状況ではありますので、そこら辺の取り組みをまたいろんな形で応援する必要があるかなと思っております。これからの状況を見きわめまして、また来年度予算検討の中で考えてまいりたいと思っております。

○池田和貴委員長 確かに、今おっしゃっていただいたんですが、地震の後の生活困窮者

対策、また、それ以外の生活困窮者対策というのもきちんと制度化されてきていまして、厚生の方でも話があったんですが、これは県社協のほうに委託をして貸し付けの制度があるんですね。

ただ、県社協は、そういう伴走型の貸付事業とか、多分福祉畑でやられてきた人たちなので、そこはできないと思うんですね。そういった意味では、せっかく消費生活センターとやられているのを、うまくもっと連携を密にして、さらに、必要であればその辺との連携で予算もこっちに配分しながら、消費者行政に生かしていくという観点を持ちながらやっていただきたいというふうに思うんですね。

やはり、消費生活センター、先ほどおっしゃられましたように、大変忙しいというところだと思いますし、これは熊本県を含めて数県しかこの事業は持ってないので、熊本県は、多分全国でもモデルになるような、そういう消費者行政に対する施策が可能なパーツがそろっていると思うんですね。ぜひ、そこは生かしていくようお願いしたいと思います。

○中富消費生活課長 御指摘、大事な部分だと思っております。

グリーンコープのほうに相談が入るきっかけというのが、以前はチラシ広報を見たというケースが多かったんですけども、近年は福祉部門からの御紹介が非常にふえております。

生活困窮者への支援法ができて、そちらのほうで相談を受けるだけけれども、委員長おっしゃるように、伴走型はなかなかできないので、こちらのほうにつないでいただいて対応するという形でやっております。これからも、そういったパイプ、しっかり太くしながら対応してまいりたいと思います。

○池田和貴委員長 頑張ってください。

○山口裕副委員長 海岸漂着物について、久保課長にもう一度お尋ねしますが、この制度は、以前は基金で運用されとった時期があったんですよね。まあ、最初は補助で、基金になってまた補助に戻ったというのが現状なんですけれども、漂着物の対応については、やっぱり即座に対応することが重要だと思うんですけれども、行政的には、その基金のときが対応が即座にできたのか、今の補助制度のほうでできたのかと、どういう見解ですかね。

我々からすると、基金があれば対応が早いんじゃないかという考え方があったんですけれども、国は、どういう理由か知らないですけれども、何か財政再建の約款か何かで基金をやめたという話が以前からちょっと出てきたので、このあたりの運用について、どちらが即座に対応できるのか。変わらないと、遜色ないということであれば別に問題にすることはないんですけれども、その辺の見解をお尋ねします。

○久保循環社会推進課長 基金の時代のことについては、ちょっと私も細かくは勉強してなくて申しわけないんですけれども、確におっしゃるとおり、手元があれば動かしやすいというのはあるんでしょうけれども、ただ、今のところ、こちらの熊本県の分につきましては、今回の地震及びその後の豪雨災害あたりについては、かなり環境省も配慮いただいております。かなり水産のほうで陳情、要望していただいた結果、1億2,500万ほど増額を認めていただいたりとかいうような形で進めてきております。

都道府県レベルとしましても、この金について、かなり補助率が下がってきたりしておりますので、これはぜひ補助率をもとの補助率でお願いできないかということも要望して

おりますし、当然、これは先ほど申し上げましたとおり、国外からのものもそれなりにございますので、外交ルートを通じて、それなりに対象国に対してはきちんと話をしてほしいというような要望も進めておるところでございます。

基金の使いやすさにつきましては、ちょっとお答えにならないかもしれませんが、一応そういう状況でございます。

○山口裕副委員長 何か機会があったら、ちょっと整理しとっていただければ。

○坂本政策審議監 私のと時の話だろうと思いますので。

それで、基金だと、先ほど御説明があったように、10割、それで、基金は、ただそこを使うというだけですので、基金にためといてどうのこうのという問題ではありません。やっぱり環境省に対してきちんと要請をして、そこの財布の中に入れるという形で、ただ、よかったのは10割補助であったと。今は9割から8割に落ちて、だんだん補助率が落ちてきているという面がありますので、そこは何とか国のほうにもきちんとした対応をやっていたきたいなという気持ちは強くあります。

それともう1点は、その海岸漂着物につきましては、やっぱり意識の問題が非常に大切だと思います。県民それぞれ一人一人の意識の問題、それと各市町村の意識の問題、それと、県庁部内において、県庁内で当然連携もしていく必要はあるかと思っておりますけれども、関係部局等の、その部局部局ごとの意識の問題、私どもから各市町村並びに各部局のほうに、来年度どのくらい要りますかということ調査事業をやったときに、ほぼ回答が私の中にはない部局がかなりありました。最近、災害が多かったので、大きな問題意識を持って取り組んでいただいているようになって

ていますので、かなりいい方向に向いているんだと思っておりますが、だから、そういうそれぞれ事務に携わる人々の意識の問題、県民それぞれの意識の問題、そういうことが今後この事業にとって大切なのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山口裕副委員長 実は、昨年度は、自転車の安全で適正な利用に関する条例を定めて推進した1年目だったと思うんですけども、実際、自転車の安全な利用に対して、どういう形で条例制定後に取組まれたのか、お尋ねしたいと思います。

○猿渡くらしの安全推進課長 本県では、昨年4月に条例をつくっております。

本県の交通事故の実情といたしまして、自転車の利用者の約6割に交通法令違反等が見られるということで、利用者の法令遵守の意識がちょっと希薄化しているというようなことがございましたので、この条例の制定を機に、自転車を利用する、例えば高校生とか学生ですね、県内の全中高校生に向けて、その意識を高めるための広報チラシの作成、配布等をして、意識を高めるような形で活動しております。

○山口裕副委員長 この取り組み、初年度でするので、順次また拡大、条例の内容に基づいて拡大してほしいなと思うんですけども、最近の心配事が、高齢者の自転車もちょっと田舎のほうでは心配しております、後ろも振り返らず道路を横断されたりとか、市町村道とかそういうところでは、そういう実態があるようですので、何かそのあたりに対しても何らかの働きかけ、まあ高齢者の交通、難しいですけども、全体的にまたやってほしいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、委員会を再開します。

それでは、これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまままで簡潔にお願いいたします。

それでは、商工観光労働部長から決算概要等の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、奥菌商工観光労働部長。

○奥菌商工観光労働部長 まず、前年度の決算特別委員会における施策推進上改善または検討を要する事項等については、当部は該当ございません。

次に、平成27年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成27年度歳入歳出決算総括表でございます。

一般会計の歳入は、収入済み額が200億2,709万円余で、収入未済額は1,936万円余でございます。

収入未済の主なものとしては、中小企業従業員住宅の使用料関連の未納に係るものでございます。競売を実施したことにより、前年

度に比べ1,500万程度減少しております。

また、歳出でございますが、支出済み額は272億2,116万円余、翌年度繰越額が5億813万円余で、不用額は8億9,464万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、平成27年度2月補正予算において、国の経済対策に係る交付金を活用して計上いたしました17事業について、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めないこととなったため、その全額を繰り越したものでございます。

不用額ですが、主なものとしては、緊急雇用創出基金を活用した雇用対策事業等における委託料等の執行残、また、企業立地促進資金融資事業で見込んでおりました新規貸し付けの申し込みが、見込みより少なかったことによる執行残等でございます。

次に、特別会計が4本ございます。

歳入の合計は、お手元の資料には合計欄がございませんけれども、収入済み額が44億333万円余、収入未済額は30億1,403万円余でございます。これは、中小企業の振興を図るために県が貸し付けを行う中小企業振興資金特別会計貸付金の未収金に係るものでございます。

歳出の合計は、支出済み額が22億6,222万円余、不用額は3,580万円余となっております。

以上、当部の平成27年度歳入歳出決算の概要でございますが、詳細につきましては各課長から説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○磯田商工政策課長 商工政策課でございます。

説明に先立ちまして、まずもって一言おわ

び申し上げます。

説明資料及び附属資料の中に、数カ所に誤りがございました。大変申しわけございませんでした。こちらの正誤表と修正しました資料を机上に配付させていただきました。大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、商工政策課の決算につきまして説明させていただきます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

なお、部内各課におきましても指摘事項はございませんでしたので、各課からの説明は省略させていただきます。

それでは、お手元の決算特別委員会説明資料、2ページをお願いいたします。ちょっと厚いほうの2ページでございます。

一般会計の歳入でございます。

国庫支出金、財産収入及び3ページの諸収入であります。いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

2ページにお戻りいただいて、3段目の地方創生加速化交付金につきましては、平成27年度2月補正で要求しました新規学卒者の県内就職率アップ推進事業について、全額を繰り越したことに伴い、調定額、収入済み額とも実績がございません。

4ページをお願いいたします。

4ページ一番下、商業総務費でございますが、213万円余の不用額が発生しておりますが、主に事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、別冊の決算特別委員会附属資料、薄目の資料のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

一般会計の明許繰り越しでございます。

先ほど歳入でも御説明いたしました。平成27年度2月補正予算において、国の交付金を活用し要求しました新規学卒者の県内就職率アップ推進事業について、交付決定が年度

末になり、年度内の事業完了が見込めないことから、全額を繰り越したものでございます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

平成27年度商工振興金融課の決算状況につきまして、主なものを説明させていただきます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、繰入金、諸収入とも、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、国庫支出金の4段目の地方創生加速化交付金につきましては、予算現額に対し収入済み額がゼロとなっておりますが、これは当該交付金を活用した事業につきまして、全額を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出に関する調べでございます。繰越額と不用額の主なものを御説明いたします。

まず、7ページ下段の中小企業振興費におきまして、4,210万円余の翌年度繰越額が発生しております。翌年度繰越額につきましては、附属資料の2ページをお願いしたいと思います。薄目の資料でございます。

これは、平成27年度2月補正において、国の経済対策に係る交付金を活用して計上しました小規模企業サポート力強化事業及び小規模事業者等ステップアップ事業について、国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越しているものでございます。

委員会説明資料の7ページにお戻りいただければと存じます。

同じく、7ページの下段の中小企業振興費に、733万円余の不用額が生じております。これは、備考欄の7ページから8ページにかけて記載いたしております、商工団体等に対する各種事業補助の執行残や事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

歳入に関する調べでございますが、繰入金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

なお、2段目にございます繰越金において、予算現額870万円余に対し収入済み額が16億2,335万円余となっており、16億1,465万円余の差額が生じておりますが、これは会計ルール上、予算現額は歳出予算額に見合う額として繰越金の一部を計上し、収入済み額には繰越金全額を計上していることによるものでございます。

次に、3段目の諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金償還元金・償還利子、延滞違約金を合わせまして30億1,403万円の収入未済額が生じております。収入未済額につきましては、附属資料で御説明いたしたいと思います。

附属資料の7ページをお願いいたします。

まず、1の平成27年度歳入決算の状況について御説明いたします。

ここで、諸収入の収入未済額が30億1,402万9,000円となっておりますが、先ほど御説明いたしました正誤表にもございますように、端数処理の関係で、1,000円足りていただきまして30億1,403万円ちょうどに訂正をいただければと存じます。申しわけございません。

この収入未済額の内訳につきましては、償還元金が28億1,374万円余、償還利子が3,332万円余、延滞違約金が1億6,696万円余でございます。

次に、2の収入未済額の過去3カ年の推移

について御説明いたします。

表の左から、平成25年度の収入未済額は、過年度分の30億7,374万円余でございます。現年度分の未収金はございません。

次に、平成26年度の収入未済額は、過年度分の30億6,801万円余でございます。同じく、現年度分の未収金はございません。

平成27年度の収入未済額は、過年度分の30億1,402万9,000円としております。ここも、先ほどの正誤表のとおり、30億1,403万円と訂正を……

○小杉直委員 まちっとそぎゃんところはゆっくり言わんかいた、あはは。

○原山商工振興金融課長 申しわけございません。

平成27年度の収入未済額は、過年度分の30億1,402万9,000円といたしておりますが、これも先ほどの正誤表のとおり、30億1,403万円と訂正をお願いいたします。

（発言する者あり）

○池田和貴委員長 右上に修正後と書いた資料を見ていただくと、もう修正されておりますので、その辺は混乱がないように執行部の方も説明をお願いいたします。委員は、全て修正後の資料で見ただけであればというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 お願いします。

○原山商工振興金融課長 大変失礼いたしました。

平成27年度からまた説明いたします。

平成27年度におきましての収入未済額は、過年度分の30億1,403万円でございます。平成27年度におきましても、現年度分の未収金はございません。

なお、平成27年度におきましては、平成26年度との差額である5,398万円余の回収を行

っております。

次に、平成27年度収入未済額の状況について御説明いたします。

収入未済が生じております20貸付先のうち、分割納入中の貸付先は、下段合計欄にございますように、13貸付先、債権額16億5,635万円余となっております。

次に、法的措置を行っている貸付先でございますが、3貸付先、債権額5億367万円余となっております。このうち、1貸付先につきましては、担保物件の競売手続を進めた結果、4,682万円余の配当を受けております。

次に、生活困窮の貸付先は、3貸付先、2億6,183万円余でございます。

次に、その他にございます1貸付先につきましては、債務者であります法人の実態がなく、主債務者や連帯保証人の資力もないことから、地方自治法施行令に基づき徴収停止を行ったもので、債権額は5億9,215万円余となっております。

今後は、定期的に法人の調査を行い、事業再開や新たな財産が発見された場合には、差し押さえ等の徴収を再開いたします。なお、資力回復が認められなければ、債権放棄の検討も行ってまいります。

次に、附属資料の8ページをお願いいたします。

平成27年度の未収金対策について御説明いたします。

①にございますように、年度当初に未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針を策定するとともに、②のとおり、定期的に未収金回収検討会を行い、延滞先との交渉方法等について確認し、回収に努めております。

また、③にございますように、未返済の債務者を重点的に調査し、収入、資産保有状況等の把握に努めるとともに、④のとおり、法的な解釈や指導を受けるため、必要に応じて弁護士に法律相談を行っております。

⑤の法的措置としましては、先ほど申し上

げましたとおり、1貸付先について、裁判所に申し立てていた競売が実行され、平成27年7月に4,682万円余の配当を受けましたほか、預貯金及び出資金の差し押さえを行い、70万円余を回収いたしております。

また、⑥にございますように、債権回収会社に調査・回収業務を委託したほか、⑦にありますように、新たな未収金の発生を防ぐため、貸付先の巡回助言を行い、償還猶予の予定先に対し、経営改善計画策定支援を行うとともに、正常先についても、経営状況の把握や経営指導を行っております。

さらに、⑧にございますように、嘱託員を配置し、回収交渉の強化を図ったほか、⑨にございますように、先ほど申し上げました、徴収困難な貸付先1先について、平成28年2月に徴収停止を行っております。

未収金の回収につきましては、引き続き継続的に粘り強く回収に取り組んでまいりたいと考えております。

また、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断される案件につきましては、県の基準に沿って徴収停止の手続きをとるなど、債権放棄による整理も視野に入れ、対応を行っていきたいと考えております。

それでは、説明資料の11ページにお戻りいただければと存じます。

中小企業振興資金特別会計におきます歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で631万円余の不用額が生じておりますが、これは事務費の節減や、差し押さえなど債権回収に係る費用が見込みを下回ったことなどに伴うものでございます。

次に、公債費につきましては、資金の貸付先から償還された額のうち、中小企業基盤整備機構へ償還する分であり、諸支出金につきましては、同じ貸付先から償還された額のうち、県の一般会計へ繰り出すものでございます。

なお、関連して1点御報告がございます。

昨日13日に、高度化資金に係る債務不存在確認訴訟の熊本地裁判決がございました。これは、契約書において連帯保証人となっている原告が、連帯保証人となった事実はないと主張して、県に対して債務が存在しないことの確認を求めたものでございます。

判決では、契約書には原告の実印があることから、反証がない限り、原告の意思に基づいて成立したものと推定されるとされましたものの、原告と組合の代表理事とのかかわりは極めて希薄であったこと、実印を他の者が入手することが可能な状況にあったことなどを総合考慮すると、債務の存在を認めることはできないとしたものでございます。

県といたしましては、判決内容を詳細に見た上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

平成27年度まで、労働雇用課と産業人材育成課が統合し、今年度より労働雇用創生課となったため、労働雇用課分と産業人材育成課分について、一括して御説明させていただきたいと思っております。

まず、労働雇用課分から御説明します。

説明資料と附属資料を順次御説明したいと思っておりますので、両方御準備いただきたいと思っております。

まず、説明資料の12ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

まず、使用料及び手数料でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で830万円余の増となっております。これは、中小企業従業員住宅事業に係る使用料の収入未済に対

し、強制競売に伴う配当収入を充当したことによるものでございます。

これに関連して、14ページの中ほどの家屋貸付料で233万円余、次の15ページの2段目にあります延滞金で782万円余、その下にあります損害弁償金で25万円余の金額を、収入未済に対し、強制競売の配当収入の充当を行っております。

その結果、この事業の貸付金元本につきましては、収入未済はなくなり、15ページ中段の延滞金のみ、1,905万円余の収入未済が生じております。

これらは一連のものでございますので、内容につきましては、附属資料、薄いほうの資料に取りまとめておりますので、説明させていただきます。

附属資料を御用意いただきたいと思えます。附属資料の9ページをお願いします。

労働雇用課分の収入未済に関する調べです。

1の表に、先ほど申し上げました、中小企業従業員住宅に係る使用料から損害弁償金まで、4つの項目を記載しております。全て同じ債務者で、中小企業従業員住宅事業に関連したものでございます。

まず、この中小企業従業員住宅事業について概要を御説明いたします。

中小企業従業員住宅は、厚生年金を財源とした融資を利用して、昭和43年から昭和59年度まで実施した事業でございます。

企業の従業員住宅の確保を目的に、県が企業の従業員住宅を建設し、これを中小企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に譲渡するというものでございました。

過去に68の企業の利用がありました。このうち、1者が使用料を滞納していたことから、平成25年の12月議会で、住宅の明け渡しや未払い貸付金の支払いなどを求める訴えについて、県議会の議決をいただきました。

これまでの未収金対策については、次の10

ページをお願いしたいと思います。

下段に、昨年度までの取り組みを記載しております。

平成25年3月に、①住宅の明け渡しから④遅延損害金の支払いについて、内容を請求する訴訟を提起しまして、本県の請求が認められる判決が同年の9月に言い渡されました。その結果、貸付料と延滞金の額が確定したことになります。

住宅につきましては、かなり老朽化していたことから、平成25年の12月に明け渡しを受けた後、解体、撤去を終えたところでございます。

また、未収金の回収については、債務者の連帯保証人の不動産が確認できたため、平成27年の2月に強制競売の申し立てを行いました。平成27年の9月に落札され、県に1,871万円余の配当があったため、貸付料を初めとする債権の一部に充当して未収金を回収したところでございます。

その結果、元本が完済したことにより、最終支払い日以降の延滞金が確定したことになります。平成27年度の現年度分の延滞金が、そこで418万円余確定したことにより、新たに発生したことになります。

そこで、延滞金総額が、これまでの延滞金を含め、1,905万円余となっており、確定しております。これにより、今後の未収金の増加はありません。しかし、なお、当該債務者には、こういう形で延滞金も残っておりますし、一方、熊本市の税の滞納もあわせて存在しております。

今後、本県の延滞金1,905万円につきましては、熊本市や弁護士等と相談しながら、引き続き未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。

それでは、説明資料に戻っていただき、12ページをお願いします。申しわけございません。

表の2段目に記載しております国庫支出金

でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、13ページをお願いします。

一番上の地方創生加速化交付金及び下から2段目の欄の地域女性活躍推進交付金につきましては、予算現額に対し収入未済額がゼロとなっておりますが、これは、これらの交付金事業の全額を平成28年度に繰り越したものであるものです。

また、中ほどの欄の雇用開発支援事業費等補助につきましては、予算現額と収入済み額との差が4,175万円余となっております。これは、戦略産業雇用創造プロジェクト事業において、補助事業及び委託事業の実績が執行見込み額を下回ったことにより、国庫支出金の額が下回っているものでございます。

次に、14ページをお願いします。

一番上の欄の財産収入でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

一番下の繰入金につきましては、予算現額に比べ収入済み額との差が3,978万円余の減になっております。これは、緊急雇用創出基金を活用した県事業及び市町村事業の実績が執行見込み額を下回ったことにより、基金からの繰入金が減少したものでございます。

次に、15ページをお願いします。

一番上の欄の諸収入でございますが、延滞金におきまして1,905万円余の収入未済額がございますが、これは中小企業従業員住宅事業関連のもので、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

ここから歳出となりますけれども、労働費の主な不用額について御説明いたします。

17ページをお願いします。

一番下の段にある失業対策総務費ですが、不用額が1億633万円余となっております。

18ページをお願いします。

資料には事業ごとの不用額を記載しており

ませんが、その大半が、18ページの備考欄1行目と2行目に記載しております、緊急雇用創出基金の市町村事業1億3,000万円と県事業2億4,000万の事業に係る不用額及び3行目に記載しております戦略産業雇用創造プロジェクト事業2億6,000万円の事業に係る不用額となっております。事業に対する応募が少なかったことや事業完了後の経費の確定に伴う執行残など、不用額が生じたものでございます。

なお、緊急雇用創出基金事業の不用額に関しましては、今年度、平成28年度の事業で、国庫へ返納せず、被災労働者対策として活用することについて、国と協議し、了承を得ているところでございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

申しわけございませんが、別冊の附属資料の、ちょっと戻っていただきまして、3ページをお願いしたいと思います。

平成27年度の2月補正予算において、国の経済対策に係る交付金、地方創生加速化交付金を活用して計上した若者の九州ふるさと就職促進事業ほか4件について、国の交付決定が年度末になったことで、その全額を繰り越し、今年度実施しているものでございます。

労働雇用課分については以上でございます。

続いて、産業人材育成課分でございます。

申しわけございません。説明資料にお戻りいただき、19ページをお願いしたいと思います。

歳入に関する調べでございます。

まず、使用料、手数料でございますが、技術短期大学校において19万円余、高等技術訓練校授業料において5万円余の収入未済がございます。収入未済額に関しましては、附属資料で御説明させていただきたいと思っております。

まことに申しわけございませんが、別冊の

附属資料の11ページをお願いしたいと思います。申しわけございません。

技術短期大学の授業料につきましては、平成27年度に1件収入未済が発生しております。経緯を下の欄に記載しております。

平成26年度に入校し、出席日数不足で留年となった生徒の平成27年度の授業料、39万円の一部が未納となっております。

本人及び父親に対する催告を続け、平成28年3月に13万円の納付があり、平成27年度末の未納額が19万5,000円となったものです。

なお、資料には記載しておりませんが、ことし9月末、先月末、未納額全額が納められ、当該案件は完納となっております。

続いて、附属資料12ページをお願いします。

高等技術専門校の授業料について、平成27年度に2件の収入未済が発生しております。経緯を下記の欄に記載しております。

家庭の経済的理由により中途退学した者など、授業料が一部未納となった2名の学生について、平成27年度末において、2万9,700円、2万3,760円の2件が収入未済となりました。

本人及び保護者への督促や分納誓約書の徴取の結果、資料には記載しておりませんが、1件目の2万9,700円につきましては、平成28年8月、未納額全額の納付があり、完納となりました。もう1件についても、平成28年9月に一部納付があり、現時点での未収金は1万8,760円となっております。

本人は退学しておりますが、今後も、本人及び保護者宛て、電話等にて継続的に督促を実施していくとともに、今後は授業料の未納が発生しないよう、早目の対策をとっていきたいというふうに考えております。

それでは、説明資料に戻っていただき、申しわけございません。21ページをお願いします。説明資料、21ページでございます。

表の中段に記載しております国庫支出金で

ございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で増減が生じている主な内容でございますが、21ページ、下から2段目に記載しております地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型交付金におきまして、小規模事業者ものづくり人材育成事業の事業実績について、委託先の公益法人が法人改革の関係で事業実施期間が短くなったため、執行見込み額を下回ったことにより、1,334万円の減となっております。

次に、22ページをお願いします。

一番下の欄に記載しております生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、6,431万円余の減となっております。これは主に、離職者訓練の受講者の減少、就職等を理由とする訓練生の中途退校並びに離職者訓練事業の訓練生の就職率に応じて委託先に交付する就職支援経費が、見込みより少なかったことによる国庫委託金の減でございます。

次に、23ページをお願いします。

上から2段目の欄に記載しております財産収入でございますが、不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、一番下の欄の諸収入でございますが、雑入におきまして6万円余の収入未済額がございます。収入未済額につきましては、附属資料で説明させていただきます。

申しわけございませんが、別冊の附属資料13ページをお願いしたいと思います。

委託訓練受講経費の返還金でございますが、これは、平成21年度に高等技術専門校で行いました自動車運転免許取得の委託訓練におきまして、訓練受講の際には雇用保険に未加入であった受講者が、訓練受講前の時点にさかのぼり雇用保険の被保険者となったことから、委託訓練の受講対象の要件を満たさなくなってしまうことにより、免許取得経費や訓練手当てなど、約10万円余を返還させる

必要が生じたことによるものでございます。

分納により、22年度まで、4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し、無職の状態が続いたことから、23年度以降の返還が滞り、現在、6万円余の収入未済となっております。

対応としましては、4の平成27年度未収金対策に記載しておりますが、これまで分納誓約書を提出させ、催告を行ってまいりましたが、①債務者が、平成25年の5月から生活保護を受給し始めたこと、②今後も継続的な就労につく見込みが低く、返済資金の確保が難しいこと、③債権金額が少額で、取り立てに要する費用が債権金額を上回る予定となっていることから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

なお、27年度においては、福祉事務所等の関係機関への状況調査を行い、徴収停止の要件に引き続き該当すると判断したため、徴収停止を継続しております。

今後も、債務者の生活保護を担当する福祉事務所等の関係機関と連携の上、状況調査を継続し、資力回復状況について確認を行っていくこととしております。

それでは、説明資料のほうに戻っていただき、申しわけございません、24ページをお願いいたします。

ここから25ページまでが歳出に関する調べでございますが、不用額の生じた主なものについて御説明申し上げます。

まず、24ページをお願いします。

職業訓練総務費でございますが、1,844万円の不用額が生じております。

主な理由としましては、24ページ備考欄の下から4番目の小規模事業者ものづくり人材育成事業について、先ほど少し説明いたしました。事業の委託先であるくまもと産業支援財団において、事業実施に当たり、公益目的事業の変更認定が必要となり、公益認定等審議会を経て事業を開始したことで、事業実

施期間が短くなったため、事業実績が執行見込み額を下回り、執行残が生じたものです。委託先において、アドバイザー派遣等の経費として、年度末まで十分な活動を確保するため、不用残となってしまったものでございます。

次に、25ページをお願いします。

職業能力開発校費でございますが、7,741万円余の不用残が生じております。

主な理由といたしましては、25ページ備考欄の中ほどの離職者訓練事業におきまして、歳入の生涯職業能力開発事業等委託金で御説明いたしました、訓練受講者の減少、早期就職等を理由とする中途退校並びに就職率に応じて委託先に交付する就職支援経費が、見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、下の欄の技術短期大学校費でございますが、1,459万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしましては、備考欄下から2番目の技術短期大学校管理運営費における教育実習教材等の経費や、施設管理業務委託などの経費節減及び非常勤職員の実績減による報酬等の執行残でございます。

以上が産業人材育成課分でございます。

労働雇用創生課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三輪産業支援課長 産業支援課でございます。

委員会説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入に関する調べでございますが、当課では不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、予算現額と収入済み額の差額の大きいものについて御説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。

表の4段目に記載しております地域住民生活等緊急支援のための交付金におきまして、予算現額に対して収入済み額が1,021万円余少なくなっております。これは主に、この交付金の対象事業でございますリーディング企業育成支援事業におきまして、補助金の交付決定後に事業変更による減額申請があったことなどによるものでございます。

次に、表の6段目、下から2段目になります。2段目をごらんいただきたいと思いません。

こちらにございます地方創生加速化交付金につきまして、収入済み額が0円となっておりますが、これは、この交付金を活用した事業につきまして、国の交付決定が年度末になり、その全額を翌年度に繰り越したることによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

表の3段目に記載しております地域活性化支援業務委託金におきまして、予算現額に対して収入済み額が1,634万円余少なくなっております。これは、プロフェッショナル人材戦略拠点事業におきまして、拠点の開設が3カ月程度ずれ込んだことによりまして、委託期間を短縮したことによるものでございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

ここから34ページまでが一般会計の歳出に関する調べでございますが、不用額の大きいものについて御説明させていただきます。31ページをお願いいたします。

工鉦業振興費におきまして、3,279万円余の不用額が生じております。その主な要因でございますが、備考欄の(1)工業振興費の下から3つ目、リーディング企業育成支援事業と、一番下のプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業に係る不用額でございます。

リーディング企業育成支援事業におきましては、補助金の交付決定の後に、事業変更による減額申請があったことなどによる執行残

でございます。

プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業におきましては、拠点の開設がずれ込んだために、委託期間を短縮したことに伴う執行残でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

表の下段の産業技術センター費では、1,616万円余の不用額が生じております。その主な要因でございますが、備考欄の(2)管理運営費の一番目に記載しております運営管理費の経費節減と、33ページの(3)試験研究費の3番目に記載しております新規外部資金活用事業で、国に応募していた研究事業が不採択となったことなどによる執行残でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出に関する調べでございますが、翌年度への繰り越しはございません。

続きまして、別冊の委員会附属資料を御説明させていただきたいと思いません。別冊の委員会附属資料のほうをお願いいたします。資料は4ページをお願いいたします。

4ページの繰越事業調べでございます。

表の1段目の阿蘇採石場防災対策事業につきましては、地権者への説明や地積更正に不測の日時を要しましたため繰り越したものでございますが、工事は、本年7月末に完了しております。

2段目以降のプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業ほか4件につきましては、国の交付決定が年度末になったことにより、その全額を繰り越しているものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

委員会説明資料の36ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、財産収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

また、下から2段目の地域再エネ水素ステーション導入補助金につきましては、収入済み額がゼロでございますが、右側備考欄で記載のとおり、全額繰り越しによるものでございます。

37ページから歳出に関する調べでございます。不用額の多いものについて御説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

工鉱業振興費でございます。798万円余の不用額が生じております。その主なものは、右側の事業の概要の4番目にあります、市町村モデル地域支援事業に係る不用額でございます。

この事業は、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進に積極的に取り組む市町村に対する支援を行う事業でございますが、不用額は、補助事業の実績減に伴う執行残でございます。

また、翌年度繰越額1億6,300万円余となっております。これにつきましては、附属資料で御説明させていただきます。

附属資料の5ページをお願いいたします。

燃料電池自動車普及促進事業につきましては、県庁内に水素ステーションを設置する工事におきまして、運転開始に係る国の規則等の改正がおくれ、年度内に竣工ができなかったことによるものでございます。なお、工事は、ことし6月に竣工となっております。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡村企業立地課長 企業立地課でございます。

まず最初に、おわび申し上げます

当課分委員会資料におきまして、訂正箇所が特に多くなってしまいましたこと、申しわ

げございません。今後、チェック体制の強化など、再発防止に努めてまいります。おわび申し上げます。

それでは、説明のほうに移らせていただきます。説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、40ページをお願いいたします。

2段の諸収入でございますが、予算現額と収入済み額に1億9,549万円余の差額が生じております。これは、企業立地促進資金貸付金回収金で、新規貸し付けに伴う回収金を見込んでいたところ、新規貸し付けの申し込みが見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、中小企業振興費に4,666万円余、工鉱業総務費に4億5,686万円余の不用額が生じております。主なものは、企業立地を促進させるための2つの補助金と企業立地促進資金融資事業に不用額が発生したことによるものでございます。

補助金につきましては、中小企業振興費において、コールセンターなどの立地を促進させるための産業支援サービス業等立地促進補助金と、工鉱業総務費において、製造業の立地を促進させるための企業立地促進補助金において、補助金交付申請額が予算見込み額より少なかったことによるものでございます。

補助金は、進出企業からの補助金申請の可能性が高い年度に予算計上しておりますが、企業の事業進捗におくれが生じ、翌年度以降の申請になったことなどから、不用額が発生したものです。

また、企業立地促進資金融資においては、新規貸し付けを見込んでいたところ、申し込みが見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、ページをおめくりいただき、46ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の財産収入の予算現額と収入済み額に1,940万円余の差額が生じておりますが、これは、熊本港臨海用地及び八代外港工業用地において土地貸付収入が生じたものでございまして、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に2億7,650万円余の差額が生じております。こちらも、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の財産収入の予算現額と収入済み額に1,226万円余の差額が生じておりますが、これは城南工業団地等における土地貸付収入でございますが、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に1億2,214万円余の差額が生じております。これは、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございますが、2,343万円余の不用額が生じております。その主なものは、内陸工業用地基盤整備事業費によるもので、不用

額につきましては、各団地の除草などの管理経費の執行残でございます。

次に、別冊の附属資料の14ページをお願いいたします。

県有財産の処分でございますが、熊本市南区にあります城南工業団地の区画の一部を民間企業に売却したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永友観光課長 観光課の永友でございます。よろしくをお願いいたします。

今年度から、国際スポーツ大会推進課を設置しまして、ラグビーワールドカップ2019及び女子ハンドボール世界選手権大会などの事業に取り組んでいるところでございますけれども、昨年度まで観光課で取り組んでおりましたので、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料の52ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

53ページをお願いします。

1段目、地方創生加速化交付金について、予算現額に対し収入済み額がゼロとなっておりますが、これは、当該交付金を活用した事業について、全額を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、54ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

観光費で1,278万円余の不用額が生じております。主なものとしましては、補助事業のMICE等誘致促進事業の実績減による執行残や映像コンテンツ展開事業及びオリ・パラキャンプ誘致推進事業の事業実績が執行見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、1億2,000万円の翌年度繰越額について、附属資料のほうで説明をさせていただきます。6ページをお願いします。

繰越事業でございます。

平成27年度2月補正予算におきまして、国の地方創生加速化交付金を活用して計上いたしました、ようこそくまもと観光立県推進計画展開事業及び外国人観光客に対するおもてなし向上プロジェクトの2件について、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めないことから、全額を繰り越しているものでございます。

観光課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の55ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

また、雑入でございますが、海外派遣職員及び海外技術研修員の宿舎の解約等により、保証金、敷金が還付されたものでございます。

次に、一般会計の歳出、説明資料56ページ、57ページでございます。まず、56ページをおめくりください。

総務費992万円余及び、次の57ページをおめくりください。57ページの商工費1,209万円余、合わせて2,201万円余の不用額が生じております。不用額は、経費節減と旅券発給事務費の執行残でございます。

まず、経費節減を行った事業ですが、56ページをごらんください。

総務費の姉妹友好交流事業、国際交流海外派遣事業、おめくりいただきまして、57ページの中国経済交流促進事業、海外拠点運営事業等でございます。

具体的には、海外出張については、出張する方面に応じて複数の業務をまとめて処理するなど効率的に業務を行ったことや、熊本広西館の賃料や光熱費の節減、海外派遣職員の

宿舎借り上げに係る賃料の節減を図ったことにより生じたものでございます。

次に、56ページにお戻りいただきたいと存じます。

総務費の旅券発給事務費でございます。これは、旅券窓口である市町村と県との間の旅券関係書類の移送料、いわゆる郵送料等が、見込みより少なかったことにより生じたものでございます。

国際課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳田くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

平成27年度決算状況につきましては、お手元の資料58ページから59ページまでが歳入に関する調べになっております。

不納欠損額、収入未済額、ともにございません。

次に、歳出に関する調べについては、60ページ、61ページをごらんください。

60ページ下段の商業総務費で、520万円余の不用額が生じております。

このうち主なものにつきましては、61ページの備考欄、上から5行目のくまもとプロモーション推進事業のコンペ実施に伴います入札減や、同じ欄の下から2行目、伝統工芸館改修・保全計画策定事業の入札残及び執行残でございます。

61ページ中段の工鉱業総務費の1,434万円の不用額のうち主なものにつきましては、熊本産業展示場施設機能維持事業におけるグランメッセ熊本の冷温水発生器分解・点検整備業務、いわゆる空調設備のオーバーホールを行うものですが、その入札残によるものでございます。

さらに、下段の工鉱業振興費287万円余の不用額のうち主なものにつきましては、産業展示場施設管理事業におけますグランメッセ熊本の備品購入費に係る入札残でございま

す。

くまもとブランド推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたしません。

○池田和貴委員長 以上で商工観光労働部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松田三郎委員 主に附属資料の7ページ以降ですね。中小企業振興資金特別会計、課長に説明いただきました。

これは、大体毎年決算でも議論になるところでございます。それは1つは見た目の額が大きいというのもあるんだろうと思っております。ただ、額が大きいから云々言うつもりはございませんし、先ほど課長の、特に8ページの未収金対策で、弁護士や法律相談をやったり、法的措置、競売、差し押さえあるいは債権回収会社に委託をしたり、嘱託を1名配置したりと、非常に努力をなさっているなというようなことがうかがえると思えます。

確かに、額としては、26年度からは5,000万ぐらいですかね、減ったという御指摘もありましたが、もともと、ちょっと表現は悪いですが、厳しいところに貸すわけですから、ある程度リスクなり、そういうこともあるがゆえに県がやらなければならないというような事情もあるんだと思っております。

そこで、何年前か、前の部長かその前の部長かに、もうやっぱりこれだけ時間と労力とそしてコストもかけてやり続けるよりも、しかるべき時期にはびしっと何か結論を出す、方向性を明確にする必要があるんじゃないですかというような質問をした折に、実はそう考えておりますという、実はそう考えておりますの中身を聞くのを忘れましたので、どういった中身だったのかなとはいまだにわかり

ませんけれども、この内訳、7ページに戻って、分割納付中、法的措置、生活困窮、その他、そういう内訳であります。特に元金のほうですね。順調にいくならば、この分割納付なさっておられる方は、回数は多い人もいるかもしれないけれども、順調に減っていくわけでしょうし、法的措置も、いずれ裁判等の判断も出るわけでしょうし、生活困窮が、これでは件数が3件になっている。ということは、順調にいくならば、この3件についてがちょっと残るという理解でよろしいんですかね。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

御指摘のとおり、生活困窮3者につきましては、いずれも法人の実態がなく、回収が困難な状況でございます。

このため、3者のうち1者につきましては、今年度に入りましてから徴収停止の手続をとらせていただいております。もう1者につきましても、徴収停止の手続を進めている状況でございます。さらに、もう1者につきましても、今後、差し押さえをするなど、財産の有無を確認した上で、回収が困難ということであれば、同様に徴収停止手続をとってまいりまして、その上で定期的に調査をいたしまして、資金の回復が見込めればまた再開いたしますが、どうしてもやっぱり難しいということになります場合は、債権放棄の検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 今の話でも、先ほどの御説明でも、債権放棄には一定の期限があるというようなお話でしたけれども、簡単に言うと、まあ幾つか要件があつてでしょうけれども、結構厳しいんですか。まあ、なんでんかんでん債権放棄して楽になってくださいと言

うつもりはありませんけれども。

○原山商工振興金融課長 債権放棄基準というのがございまして、県で定めておりますけれども、相当程度の徴収努力が行われており、かつ消滅時効の期間が経過したものについて、さらに、例えば著しい生活困窮状態にあるとか資力がなくなるとか、そういった条件を満たした場合に債権放棄ができますが、もちろん議会の議決が必要になるということでございます。

○松田三郎委員 済みません、ちょっと聞きそびれましたが、2点目は、消滅時効……。

○原山商工振興金融課長 消滅時効の期間が経過したものでございます。

○松田三郎委員 それは……。

○原山商工振興金融課長 例えば10年とか5年とか、消滅時効がありますので、それが過ぎたら債権放棄を検討していいというような内部の基準がございまして。

○松田三郎委員 ちょっと細かい話ですけども、消滅時効で時効を援用すると、もう債権放棄できるというか、せざるを得ない、不納欠損になるとかと、そういうことじゃないんですか。

○原山商工振興金融課長 時効を債務者の方が援用されれば、その時点で債権は消滅いたしますので、債権放棄ということではなくて、もう消滅したことになりますので、後はもう不納欠損という手続をすることになります。援用されなければ、債権放棄というのは議会の議決をいただくということになります。

○松田三郎委員 わかりました。

それで、もとに戻りますけれども、分割納付中とはいえ、その途中でまたちゃんと返済してもらえるかどうかというのは不確定な部分もあるんでしょうけれども、この分割納付と法的措置がある程度予想どおりいくならば、年数はかかっても、この累計のというか、合計額というのは、いずれ借り高はゼロになってくるということですか。

○原山商工振興金融課長 我々といましては、できる限り、その分割納付も含めて、多くを回収あるいは法的措置も含めて回収をしてみたいと思っております。ここ数年、少しずつ下がってはきておりますが、今後ゼロに近づくかと言われますと、なかなか大変厳しい状況にあるということはあると思います。

そのため、どうしても回収が困難なものについては、先ほどから御説明いたしますように、債権放棄も含めて検討させていただければというふうに考えております。

○松田三郎委員 わかりました。

これは別に商工に限ったことではないんでしょうけれども、ということは、この方にも答弁求めているんですか。どっちなかわからぬ。

○池田和貴委員長 何かあれば。

○松田三郎委員 例えば、税金の徴収にしても、こういう貸付金の返済にしても、当然、回収のコストでありますとか、債権を管理するコストあるいは時間も、まあ調査、その他含めて、幾ら委託している弁護士に相談しても、かなり部内であるいは課内でも労力を使われると、使ってこられたと思います。

それで、例えば100万に関して、いろいろな、もろもろのコストを計算したら100万円

よりかかると、それでもゼロになるまで徴収なり返済を求めていくべきなのか。それは、一方では、多分税金等は、やっぱり不公平感を県民の皆様を抱かせないように、幾らかかってもやっぱり借りたものは返す、払わんばんものは払わせるというような方針でいくのか。ある程度、100万徴収するのに、100万以上あるいはそれに近いぐらいかかるならば、それはちょっとほかに税金の使い道はあるだろうというような御意見もあろうかと思いません。全体をひっくるめて。

○奥菌商工観光労働部長 前々部長だったと、真崎のときだったと思えますけれども、そういうお話がありまして、やはりモラルハザードというのがございますので、お金を借りた人が楽々生活をしている、正直者がばかを見るということじゃいけないということで、厳しく措置はいたしますと。ただ、どうしてもそこで多くを取れないと、もう生活に困窮されているところから取るというのはいかがなものかというふうなことで、まずは徹底してやれるところはやっていきたいと思います。ということで、厳しいといいたいまいしょうか、法的措置も含めて、今一生懸命取っているところでございます。

ただ、担当課長が申しましたとおり、なかなかこれ以上はもう取り得ないというものにつきましては、未来志向で、まあ地震もございまして、モラルも変わってまいります。そこら辺は、前向きと申しまいしょうか、やはり費用対効果の面を重視して、処分していくという方向性でやってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

先ほど、部長も、課長の御説明にも、決して安易に債権放棄を考えていらっしやるというのではないと、しっかりして自分の中で要件を厳格に守りながら、最終的にはしようが

ないだろうというときに限って債権放棄ということをそれから考えられるということでしょうから、ちょっと息の長い取り組みにこれからもなろうかと思えますが、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○奥菌商工観光労働部長 ありがとうございます。

○岩中伸司委員 生活困窮で、今3件で云々ということですが、その中で、この3件というのは、法人の実態がないということをおっしゃったと思うんですが、どういうことかなと思ひまして。

○原山商工振興金融課長 事業を、何といいますか、休止状態というか、そういう状態でございます。

○岩中伸司委員 まあ、恐らく想像はできるんですけれども、これはどういう企業なのかなど。それは言えるんですか。

○原山商工振興金融課長 そうですね。例えば、ここに1件ありますのは、例えばあるショッピングセンターでございますが、何といえますか、いろんな化学系の商品開発をする組合が企業主の方のほうからですとか、そういったものがございます。

○岩中伸司委員 確かに、企業も大変な状況があるとは思いますが、もう全然、今の説明でも、法人のその形態がなくなったということなら、もう回収とか何かそういう段階じゃないなという感じがするんですよ。これ以上何を頑張るのかなという気がしてならないんですけれどもね。頑張ればできる内容じゃないんじゃないですか、もう。やっぱり何とかすればめどがつくんですか、回

収の。

○原山商工振興金融課長 連帯保証人等がい
らっしゃいますので、そういった方々に最終
的には、やはり差し押さえですとか、そうい
ったのをさせていただいて、それでもやはり
——回収できるのは回収させていただきまし
て、その先に、どうしてもまた難しいという
ことになりましたら、先ほど申し上げました
ような、徴収停止等も含めて手続をとってい
きたいというふうに思っています。

○池田和貴委員長 済みません、原山課長、
これは貸し付けされたのは昭和の時代でした
っけ、貸し付けが起こされたのは。もう今は
やってないんですよ。

○原山商工振興金融課長 そうですね。昭和
40年代から制度としてございますが、最後に
貸し付けいたしましたのは、高度化資金でい
きますと、平成21年……済みません、ちょっ
とお待ちください。平成21年度に最後に貸し
付けを行っております。その後は……

○池田和貴委員長 やってない。

○原山商工振興金融課長 ございません。

○池田和貴委員長 この実際の問題になって
いる3件というのは、いつごろのやつです
か、これは。わからない。

○原山商工振興金融課長 ちょっとお待ちく
ださい。済みません。

○池田和貴委員長 ごねんね。何を言いた
いかというと、やっぱりかなり前の案件を何か
ずっと引っ張ってきて、今そうやって質問を
受けても、やっぱりなかなかすぐ答えられる
ような感じじゃない案件も多分多いんじゃない

いかと思うんですね。先ほど松田委員の御指
摘もありましたけれども、そういったものに
いつまでも、今、ただでさえ人が少なくてき
ゆうきゆうしているところに、これをどうな
のかというのは、ひとつ考えるところじゃな
いかと。

特に、先ほど連帯保証人の話もありました
が、今は金融の施策も変わってきて、貸し出
しには第三者の連帯保証をとらないようにな
っているんですね。そういったものも含めた
上で、やっぱりそこは制度の変更も踏まえた
上で少し考える時期じゃないかということも
あるんじゃないかというふうに思うんです
よ。

毎年、このお話、多分出てくるんですね、
決算で。だから、その辺も踏まえて少し、ま
あ今年度から説明についても、来年度の決算
ではもう少し踏み込んだ話ができるように、
ちょっと部内でまとめてもらえばどうかなと
いうふうに私は今感じました。

以上でございます。答えは結構です。

○岩田智子委員 その未収金の対策に、債権
回収会社に委託をされていますよね、27年度
も。その委託料はお幾らぐらいですか。

○原山商工振興金融課長 81万5,000円で
ございます。

○岩田智子委員 わかりました。

先ほども松田委員も言われましたけれど
も、例えば80万もらうのに、それ以上かかる
ようなことがあつてはやっぱりちょっとおか
しいと思うし、これは附属資料の13ページ
の6万円の方の未収金対策も書いてあります
けれども、この方の様子を見ると、もう本当
に返せるんだろうかというような、本当困窮
していらっしゃるような感じで、6万円です。
先ほども最低賃金よりもちょっと大変なこと
になるというような話もありましたので、そ

の辺ちょっと考えたほうがいいのではないかなと思っていますが、どうしようかなという感じだったんですが、何か対策はあるのでしょうか、今後というか。

○石元労働雇用創生課長 13ページの6万円の方は、生活保護受給者で、現在、未収金対策のところにも書いておりますけれども、生活保護受給者の救護施設に入っておられて、仕事もなさっていらっしゃらないような状況で、まあアルコール中毒というような形で、病気でもありますので、実際には所管しております福祉事務所と連携しながら、実際この人が仕事を始めたのかどうか、そこら辺の実態を把握しながら、もし収入があるようであれば、また働きかけていくというようなことをやらないといけないのかなということで、現在は徴収停止という形で様子を、現状を把握しているというような状況でございます。

○岩田智子委員 しっかり横の連携をとっていただきたいと思っています。何かちょっと想像を、テレビとかで借金取り立てとかのイメージをすると、そこばかりになっちゃって、何かその人の体調とかそういうのを無視してというようなところがないように、何かそういうイメージがやっぱりあるので、本当に横と連携をして、福祉のところとも連携をして、今後の状況をしっかり見ていただければと思っています。

以上です。

○岩中伸司委員 今回の関連で聞きたいことが、何歳の人ですか。

○石元労働雇用創生課長 申しわけございません。ちょっとここの情報は持っておりません。申しわけございません。

○岩中伸司委員 この例でもそうですけれど

も、私は、生活保護の部分も、非常にずっとふえているんですね、全国的にも。熊本もそうだと思うんですが。これはやっぱり基本的に、例えばもう18から私ぐらいの67、67はもう解放されていいと思うんですが、やっぱり働ける間は、健康であれば——病気は別としてですね。健康であれば、やっぱり生活保護という部分じゃなくて、これは所管がちょっと違うんですが、やっぱり働くようにどうか指導していくというのが行政の役割だと思うんですね。

先ほど説明があった中で、この方は、やっぱり仕事ばせなでけん、くりくりくりくり仕事ばかえたりしてと思いつつ説明を聞いたんですよ。ですから、やっぱりどこかの仕事について、定着するような指導をしっかりとやっていかないと、健康を害して生活保護というなら、私はもう当然と思うんですけれども、何か周りを見とったら、元気な者が生活保護を受給しとるとかよう聞くけんが、これは間違ふとるなと思ひよとです。で、ちょっと年齢も聞いたわけですけども、ぜひ、そういう意味では、しっかり働ける間は働くような手だてをしてほしいというふうに思います。

○小杉直委員 原山課長に1問と永友課長に1問。

その前に、この説明資料が午前中から置いてあったわけですか。昼から商工観光労働があるけん、その前にちらちら見とったわけですが、ここに座った途端に、訂正分というのが、修正分が置いてあるけんびっくりしたわけですが、しかも紙が多かでしょう。だけん、ちょっとびっくりして説明を聞いたわけですが、原山課長が、ずっと訂正してくださいと言うけん、資料ば訂正せないかぬですな。ところが、あんまりあが頭のよかけん、ぼつと話の早かつたけん、ちょっと失礼な言い方を言うたばってん、結果的にはもう訂正して

あったったいな。だけん、訂正せんでよかつたということすな。それはそれでちょっと強い言い方を、失礼な言い方して、御無礼しました。

ところで質問ですが、6ページ、地方創生加速化交付金ですたいね。これは、我々2回も、非常にチームくまもとで政府に働きかけた中の1つですが、4,200万余が全額繰り越しに伴う減となつとるわけですが、この理由は何でしょうな。

○原山商工振興金融課長 地方創生加速化交付金4,200万円につきましては、年度末に交付決定がございましたので、そのまま28年度のほうに繰り越しをさせていただいております。

○小杉直委員 この交付金は、ほかの課にもたくさん出ているですたいな。これは国の補正予算だったのですかね。

○原山商工振興金融課長 はい、そうでございます。

○小杉直委員 なら、理解できました。ありがとうございました。

次に、永友さん、ページは、MICEのところ、54ページ。

ここに、MICE等誘致促進事業、2,000万余を執行したと書いてあるのですが、県がMICEについて執行する理由は何ですかね。

○永友観光課長 これは、平成24年度に大型コンサート、その前年にミスチルコンサートがうまかな・よかなスタジアムであって、それに4万人ぐらい集めて、非常に経済効果があったということで、平成24年度に、MICE等誘致補助金ということで、大型コンサートと、あと全国、まあ九州大会以上のスポー

ツ大会、それと映画の誘致という3本柱立てで制度設計をしまして、いわゆる経済効果が非常に高いということで、コンサートについては、県内外から5,000人以上来てもらうようなコンサートと、スポーツ大会については、1,000人泊以上という形で、映画については、県外の映画館2カ所以上で公開されるということで、そういったものを呼び込んで経済を活性化しようという目的で制度創設して、今現在、コンサート、それからスポーツ大会と映画の誘致という、この3本立てに取り組んでいるという状況でございます。

○小杉直委員 別の角度からもう一遍尋ねますが、いわゆる桜町開発の中にMICEを熊本市が計画していきよるですね。それとの関連性はどうあるんですか。

○永友観光課長 熊本市のほうで、学会であるとか各種大会、今も各ホテルを活用して誘致に取り組んでおりますので、我々も一緒になって誘致活動等のほうには取り組んではいるところでございます。

○小杉直委員 MICEについては、やっぱり地震もあったことによって、全体的に1年ぐらい延ぶだろうとか、MICEについては見直すべきだという意見がちょっと出てきたりだとか、いろいろ話題の一つになっているわけですが、MICEの建設に県のほうも予算を交付するわけですか。

○永友観光課長 済みません、MICEの建設のほうには、直接観光課のほうはちょっとタッチをしておりませんで、済みません、申しわけございません。

○小杉直委員 わかりやすうもう一遍言うと、MICEを今計画されて、まあ熊本城コンサートか何か呼び名を変えているかどうか

わかりませんが、建設予定になつとるでしょう。その建設に県が手当てするの、一部。あるいは、どういうふうなところでMICEとの関連性は、どういうふうな意味でこのMICE等の誘致促進ってなつとるわけですか。

○永友観光課長 MICEがもしできた場合は、当然コンサート等でも活用できるような施設ができるであろうということが想定できますけれども、今24年度に創設したMICE、今のこの県が持っている、観光課が所管している事業については、大型コンサートで言えば、アスペクタ、それからうまかな・よかなスタジアム、それとカントリーパークとグランメッセ、この4カ所が5,000人を超える規模で集客ができる施設なものですから、その4カ所にコンサートを誘致しようということではちょっと始まったものですから。

○小杉直委員 それなら、建設には直接携わらないと、MICEということに対する県の取り組みはするということでしょう。

○永友観光課長 はい。

○小杉直委員 そうすると、市が今MICE計画をしようととの整合性とか連携性というのは、どやん考えとるわけですか。

○永友観光課長 今、学会とか大会はコンベンション協会が誘致をしていますので、そちらとの連携はしておりますけれども、実際の建設については、我々観光セクションとしては、特段の連携といいますか、そこら辺は今のところないというのが現状でございます。

○小杉直委員 それはわかっつたい。それはわかっつとるけん、今現実に市のほうはMICEの計画、建設が進んでおるわけですが、

それとのあたたちがするMICE事業との関連性はどうか考えとるんですかと。

○永友観光課長 MICEができれば、当然そこに誘致をしたいというふうには考えておりますけれども、現時点で5,000人収容なんです。以上なものですから、その5,000人以上の施設……

○小杉直委員 よかよかよか。くどいようだけでも、結局は県、市連携というのが全体的に非常に大事なんですよ、今度の地震対策についても。だから、MICEについて、県がMICE事業を市との連携、どういうふうな、例えばわかりやすう言うなら、そがんとについての話し合いとか協議とかはしとるんですかな、熊本市と。磯田さん、あたが答えていいんですよ。

○磯田商工政策課長 ちょっと直接あれですが、県と市は、常にやっぱり同じ方向を向いて進んでいかなければ、県内の商工分野の振興は進みませんので、それはしっかりと常に連携をしてやっていかなければならないと思います。

MICEについて、今、多分観光課と直接施設のことでは話はしてないと思いますけれども、観光の振興の面でも日ごろからやりとりとかはやっているかと思しますので、そこはしっかりと考えて進めてまいりたいと思います。

○小杉直委員 なら、磯田さんが言うたとおりでよかですか。

○永友観光課長 審議監がおっしゃったとおりです。

○小杉直委員 わかりました。

○城下広作委員 MICEは3,000名でしょう、入るのは、5,000名以上——あれは3,000という計画だと聞いとるけど、5,000というこの部分で対象にして、支援するとかいう話じゃなかったのかな。

○永友観光課長 現時点は5,000人というのが対象でございますので……。

○城下広作委員 ということは、MICEは、たしか集客施設は3,000人じゃなかったかなと思って。その3,000と5,000という数字が違うけんが、5,000以上を支援するということで、MICEの計画は、箱物は3,000というわけだから、5,000に満たないようなことだから、支援をするというのはちょっとばかり話がおかしいんじゃないかということは、それはどうなんですか。

○永友観光課長 支援については5,000人ですので、今3,000人規模ということですので、そこに対する支援についてはどうするかというのは、県、市で連携してそこは話し合いをしていくという形です。

○城下広作委員 それは大事な話で、5,000人と言うとって、それは3,000人の施設ば支援するとかなんとかと言うたら、話が最初からえらいずれとるけんが、それはちょっとおかしい説明で、5,000人以上の分を集めて支援するていうような考えをしてるのに、3,000人しかないんでしょ、あれは。そこはちょっと何か話が無理がくるんじゃないか。(発言する者あり)悪いと言っているんじゃないくて、その数字の問題で、その数字に整合性がないなというふうに疑問に思うのは当たり前の話だろうと今言っているんですよ。

○池田和貴委員長 多分、議論は、そのMICE事業は、今熊本市がやっている、いわゆ

る桜町につくろうとしている施設との絡みと、それとは別に、全国の分でMICE事業というのは、またこれとは別の事業ということ、そういうことですよ。

○永友観光課長 はい。

○池田和貴委員長 ということでしょう。だから……

○城下広作委員 いや、そこははっきりわかるように言わないと、それは全然、何か単純に聞いとって、5,000以上を支援すると言うとって、3,000しか入らぬ施設を支援するというのはおかしくなるでしょうということだから、別に、その3,000しか入らぬけど、それ以外には膨らんで5,000になるとかなんとかというならわかるけど、それを言わんとおかしいんじゃないのと言っている。

○池田和貴委員長 永友課長、そういうことでしょう。

○永友観光課長 はい。ですから、あくまでも5,000というのが今のMICEの補助金の要件でございますので、それは、先ほど申し上げました、4つの施設ということでございますので。

○岩中伸司委員 私は、特に荒尾でわからぬで聞きよったつですばってん、これは、こう書いてあるけんわからぬごつなって、これはイベントなどとか書くとほんにわかりやすかつばってんですね。MICEて書いとるけん、勘違いするわけでしょう。そぎゃん思います。

○永友観光課長 MICEという言葉が、国のほうも今使っております、全国的に使われ始めたものですから、24年度当てもMICE

E等ということで、MICE等というのは、等は映画がございまして、それでMICE等誘致促進事業という形で制度設計をさせていただいたということでございます。

○岩中伸司委員 大変ですね。何か昔のを大事にしながらイベントと書くなら、これは何かの催し物というやつだけですが、それは5,000人以上集まるやつを支援するんですよと言うと何もなかつたすな。まあ、国の言うことはあんまり聞かなくてよかですよ。

○城下広作委員 だけど、5,000人以上集まるというなら、5,000以上のキャパがないと5,000人集まるということではできないわけだから、そうしたら、それに支援するという形はおかしいじゃないかという疑問が出てくるよということ言うたわけです。理屈わかります、私が言うてることの。（「わかる」と呼ぶ者あり）そのことをどう考えるのということで、あれが5,000入るなら5,000支援する、ああ、イコールわかると言うけど、3,000しかいないから対象にならぬとじゃないかと心配しよるよということ言っている。簡単じゃない、この話。それば聞きよつと、簡単に。

○永友観光課長 現時点では、今は3,000人は対象としておりませんので、対象外でございまして。

○奥菌商工観光労働部長 済みません、混乱がありまして。

そういうイベント物を熊本県に持ってきましようということで、今事業をやっております。ただ、将来的には、やっぱりMICE等との連動性を考えれば、5,000か3,000かというところはやっぱり見直し対象になってくるかと思っておりますけれども、今後そういうことで、県、市と連携しながら対応してまいりたい

と思いますので、よろしくお願ひいたします。

○城下広作委員 そういうことですか。だけん、そこばはっきり言うとかんと、その数字で言われたら、何が対象、ここは対象、ここは対象外とかになっちゃうから、そこははっきりしとかないかぬですよということですよ。

じゃあ、ついでにいいですか。

○池田和貴委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 本来聞きたかったことじゃなかったんだけど、わけのわからぬことを言うもんだから聞かぬごとなつた。

結局、観光課で一緒なんですよ。例えば、小杉先生も言われた、地方創生加速化交付金という、まあどこでもあるんですけども、ちょうど昨年、年度末でばあつと交付が決定されて、そういう事業がこの震災によってがらっと、熊本県のいろんな取り組み要素が変わってくる。特に、この観光課の部分、もともとの事業計画は、このようこそ観光立県推進の展開をやろうとか、外国人のもてなしをやろうとかになっていたけど、今、災害が起こった後のステージは、観光の問題はちょっとそれとは違うような、まあとりあえずまず道路の復旧だ、ああだこうだとかいろんな状況が変わってしまつて、そこまでのちょっと余裕がないような形になってきている部分もあるけれども、これの事業はどうするのか。震災後に対して、この事業が同じような形でいくのか、ちょっと形を変えてやっていくのか、それはどうなるのかなと思つて。

○永友観光課長 震災が起きまして、阿蘇と熊本城が被災を、まあ大打撃を受けたということでございまして、これまで県の計画では、阿蘇と熊本城をしっかりとつり上げて引つ

張っていくという形の計画を4年間進めてきたわけなんですけれども、それにつきましては、昨年度、観光審議会に諮問しまして、答申まで来て、新4カ年戦略というのを策定する予定でございました。

ちょうどその4月の14、16で震災を受けたということになりましたので、ごろっと状況が変わりましたので、そこについてはゼロベースからの見直しということで、観光復興会議、それから、この前公表されました県の復旧・復興プランと、それから、委員おっしゃられた、インフラの復旧状況なども踏まえまして、今後の観光戦略——4カ年間でですね。については策定を進めていくということにしておりますので、これまでのやってきた事柄については、一旦ゼロベースで見直していくという考えでいきたいというふうに考えています。

○城下広作委員 まあ、そういうふうになるんだろうなと思っております。だから、前支給されるというか、予定されたお金の使い道が変わるものと継続してやるものといういろいろ出てくるのかなと思って。ほかの部署も似たような形なので、繰り越していくというならそういう問題が出てくるだろうと、ぜひ頑張ってください。

○早田順一委員 エネルギー政策課にお尋ねしますけれども、38ページの新規事業創出促進事業のくまもと県民発電所推進事業、252万8,000円と出ていますけれども、もう認証済みの旧天草東高校グラウンド、これは県の公共関与最終処分場に貸し付けされていますけれども、県民発電で以前議論になったんですけれども、今、県民に対して配当がきちんとなされているのか。ちょっと、まあ県民なのか、県外の人が多いのかとかいろいろ議論があっただけなんですけれども、その辺を教えてください。

何かあるのかどうか、その辺を教えてください。

○前野エネルギー政策課長 まず、県民発電所の認証につきましては、今まで2件やっております。そのうち1件が、南関町にありますエコアくまもとの屋根についております。そこについては、もう稼働済みでございます。

それからもう1件が、旧天草東高校のグラウンドにつけるという案件がございます。その天草東高校の案件につきましては、系統関係の関係で、高圧につなぐ関係で、九電のほうからいろいろ条件が出てきまして、まだつなげるというその状況に工事をやっていません。ということで、天草東高校は着工自体がまだやっておりません。

それから、お尋ねの稼働済みのいづくに県民発電所、エコアくまもとにございます部分で、昨年の11月から発電を開始しております。ことしの12月で1年になりますが、県民の方々からファンドをいただいております。来年の春ぐらいいまでは、1口2万円の申し込み者に対して2,000円相当の県産品、また、来年年明けには、分配金についてもお支払いができるんじゃないかという報告をいただいております。

それから、個人向け小口ファンド、320名ほど応募がございましたが、県内7割程度の人数的にされたというふうに聞いております。

それから、27年度決算、250万円余りの予算でございますが、将来、県民発電所にいざなうためといいますか、各地で事業可能性調査等を実施する際に、その支援をいたしております。そういう費用と事務的な経費等々でございます。

以上でございます。

○早田順一委員 太陽光なんかは、買い取り

価格が高いときなのであれば、多分ある程度配当もあると思うんです。今後、例えば調査して、まあ水力なのか地熱なのかわかりませんが、進められていくときに、何か前向きにできそうな、分配できるような、配当ができるような事業というのが何かあったんですか、その予算を使って。

○前野エネルギー政策課長 27年度分については、まず、その地域で小水力とか、流量とか、ペイするかとか、そういうのを確認するための可能性調査という形になっております。それから、小水力とか地熱発電等につきましては、やはり水利権なり、まあ地熱ということで、近隣の温泉の方々との調整とか、そういうので結構時間がかかったりいたしますので、何年間か可能性調査をして、モニタリングとかそういうのをやっていかないと、地域の了解を得られないものですから、今、そこを阿蘇地域で進めているところでございます。

○早田順一委員 ということは、今、その分はもう調査中ということですね。調査中で、うまくいけばファンドというか、そのやり方でまたされるということですか。

○前野エネルギー政策課長 事業規模によりまして、何億というところもあれば、何百万、何千万ぐらいで終わるところもございます。それぞれ1割程度を県民の皆様から御支援を受けて、そういう出資なりをするんですが、南関町にありますエコアほどの小口ファンドにするか、それとも私募債でいくか、それぞれ規模は事業主さんのほうでまた検討されているかと思っております。

ただ、委員おっしゃったとおり、太陽光につきましては、新たな部分は単価が下がっていきます。だから、我々としても、天候に左右されたり、気候に左右されない、地域での

小水力であっても安定的な発電とか、そういうのができるようなところの支援を極力していきたいなとは思っております。

以上です。

○池田和貴委員長 済みません、少し休憩入れようかなと思ってですね。まだほかの先生方もちょっと質問したいという方がいらっしゃいますので、5分間休憩させていただきたいと思います。45分まで……（発言する者あり）じゃあ、高野先生の質問が終わったらちょっと休憩を入れたいと思います。

○高野洋介委員 企業立地課にお尋ねしたいんですけども、きょう、部長の挨拶にもありました、企業立地促進資金融資事業というのが出たものですから、よっぽどのことなんだろうなと思って、話を伺いたいと思いますが、これは執行残がありますよね。その下の42ページ、補助金も執行残があつて、それぞれの執行残の金額を教えてください。

○岡村企業立地課長 まず、貸付金のほうですけれども、融資のほう……。

○高野洋介委員 42ページですよ。42ページの融資の新規申請額の執行残。

○岡村企業立地課長 企業立地促進資金融資事業……

○高野洋介委員 の新規申請額の執行残と、その下の段の企業立地促進補助金の申請額の見込みが下回ったという、幾らずつ見込みが下回ったのかなと思って。

○岡村企業立地促進課長 まず、企業立地促進資金融資のほうですけれども、新規分が結果として0件でしたので、不用額として1億9,646万円余です。もう一つの企業立地促進

費補助のほうですけれども、こちらの不用額が2億30万円余です。

○高野洋介委員 1億9,000万円の予算を組まれていて、0件で1億9,000万ということは、先ほどさらっと何か説明があったと思うんですけれども、少し原因を教えてください。

○岡村企業立地促進課長 企業立地促進資金融資のほうですけれども、こちらについては、毎年度、翌年度の借り受けを希望するような企業さんを見込んで一応予算化しているところなんですけれども、企業さんの都合によって民間資金を活用されたりとかいう状況もあって、ここ数年で言いますと、24年度に1件、26年度に1件、ことしが1件という、まあ隔年で今のところ希望が出てきているという状況です。

○高野洋介委員 ということは、1件か0件かということで予算計上されているんですが、ある程度こういうのは見込みがあってから、それぞれ打ち合わせ、すり合わせしながらやっけてからの予算計上をされるんじゃないんですか、ふだんは。

○岡村企業立地課長 おっしゃるとおり、翌年度の予算を見込むに当たっては、企業さんのほうに状況のほうは聞き取りをして予算計上をしているところです。

○高野洋介委員 きょうの資料も含めてそうなんですけれども、少し詰めが甘いんじゃないかなというのを私は指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、企業立地課さんが、見込みが甘かったと言いながら、この主な施策の成果の86ページには、順調に企業誘致は推移しているというふうな書き方をされているんですけれど

も、そういう状況で順調に成果を出されているのかなというふうに思っておりますが、部長、それはこの書き方で間違いはないんでしょうか。

○奥菌商工観光労働部長 いろんな見方があるかと思えますけれども、まずは熊本県に立地あるいは雇用をどれくらい引っ張ってくるかというところが大きな判断材料だということで考えれば、昨年、35件でございましたから、そういう成果が上がったということは、一定の評価をしているところでございます。

もちろん、いろんな観点でちょっと見込みが甘かったということもありますが、それは反省材料として今後につなげてまいりたいと思っております。

○高野洋介委員 恐らく、今年度から、企業立地に対しての一般的な、全国的な見方というのが非常に厳しくなるというふうに、我々は多分思っていると思います。ですから、相当厳しくなる事業になると思いますので、よっぽど腹をくくって活動しなければ成果が上がらないというふうに思いますので、執行部初め、みんなで力を合わせて、1件でも多い企業立地を、誘致のほうをお願いいたします。要望でいいです。

○松田三郎委員 今、35件というような、27年度が35件ですね。これを見ると、増設、新規含めて35、その内訳。

○岡村企業立地課長 35件の内訳でございますけれども、済みません、ちょっとお待ちください。

○池田和貴委員長 じゃあ、休憩しましょうか。

○岡村企業立地課長 申しわけございませ

ん。

○池田和貴委員長 その後、その答えを。ちょうどいいところですね。

午後2時45分休憩

午後2時52分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

○岡村企業立地課長 申しわけございません。

昨年度、35件のうち新規が11件、増設が24件です。35件のうち、県南地域への立地は、昨年度は3件ございました。新規が1件と増設が2件です。

○松田三郎委員 いろいろ努力をいただいて、知事も、1期目から、4年間で100件ですか、非常に精力的に頑張らせていただいておりますが、私の地元には非常に少ない、少ないというか、県南で新規が1件ということで、別にこれは決算の場ですので要望はいたしません、先ほど高野委員の御指摘のように、この27年度のあるいは27年度までの実績をもとにといいますか、28年度は、まあ半年となりますが、地震があったということで、ただでさえこれまでも、今、企業誘致というのは、非常に御苦勞いただいていると思っております。一時は、国内のどこかに行くよりも海外がいいだろうというような企業も多いとか、あるいは、昨年、私は議長をしておりました折に、若干ずれるかもしれませんが、例の地方創生で本社機能を移転するというのは、当時の石破大臣が旗を振ってやりますという話のときに、これはかけ声だけでは地方は全く、今の企業は、かなり大きいインセンティブがないと、本社機能を移すというような英断をすることはないだろうというような話をした記憶がございます。

それで、28年度の話になりますが、今後一—今までですら、企業誘致、非常に国内で難しい状況にもかかわらず頑張らせていただいていると評価しておりますが、28年度に大きな出来事を経て、今後は、今までの延長線上ではやっぱりちょっと難しい、かなり難しい。たしか報道でもありましたように、本県の企業誘致関係のパンフレットに、地震がなくてどうのこうのというのが書いてあったような報道もありましたので、さらに厳しくなるだろうと思います。

それで、企業立地課並びに部全体として、部長でも結構でございますが、何らかのプラスした工夫なり、説得性を持たせるようなアピールとかが必要だと思いますが、何か今後に向けての知恵なり、アイデアなり、あったら教えていただきたいと思っております。

○岡村企業立地課長 松田委員おっしゃるとおり、どうしても地震後ということで、熊本に対してはマイナスイメージがちょっとついてしまったのかなと。観光と同様に、風評といますか、風評被害のようなものも出てくるのではないかなと思っております。

ちょうどきょうで半年になるんですけれども、これまでの半年間は、どちらかというところ、被災された企業さんの復旧というところに、グループ補助金とかも活用しながら、そこにちょっと力を尽くしてきているところなんですけれども、これからはフェーズとしては、知事が申しております創造的復興という段階に移っていくに当たっては、やっぱりその企業誘致というのが大事な役割の一つになるのではないかと考えておりますので、我々課員一同も、そこに全力を向けて当たっていくという気合いは持っているというところなんですけれども、おっしゃるように、災害リスクが少ないというのはちょっと言えなくなりましたので。ただ、結果として、地震はもうどこでも起こり得ると、少ないとされてきた九

州・熊本でも起こったということで、全国どこでも起こり得るということがわかったということになると思うんですけども、それにもかかわらず、例えば理工系人材が豊富であるとか、アジアに近いとかいうところのメリットは、やっぱり熊本としての優位性としてあると思っております。

同時に、今回の地震後ですけども、復旧に当たったその企業さんのお話を聞くと、熊本には、全力で復旧に取り組む協力企業さん、地元で協力企業さんがたくさん集積しているということもよくおっしゃられていますので、そういうことも熊本の売りの一つになるのではないかなと思っているところで

す。ただ、どうしてもそのマイナスイメージを払拭するには、もうちょっと圧倒的な何か、例えば補助金あたりが、国の御支援とかあったらいいのかなと思うんですけども、ちょっとそこはハードルが高いようですので、今後工夫をしながら、熊本はもう復旧が進んできて大丈夫ですというのもPRしながら、取り組んでいきたいなと思っているところで

○松田三郎委員 わかりました。

課長おっしゃったように、新しく県外から誘致するというのももちろん引き続きお願いしたいと同時に、以前誘致して今あられる会社が、これを機に何かやっぱり熊本から出ていこうというのも防ぐというような手だても必要でしょうから、非常に難しいかじ取りかもしれませんが、頑張ってくださいと思いますと同時に、さっき遠慮しましたが、ぜひ球磨郡にも来年は、と要望して終わりたいと思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 35ページなんですけれど

も、中小企業振興費の中で、海砂利のときも、監視する人材が足らぬで何万立米という不法採取をされて、その罰金も違約金も、何かそのままひっかかったままで回収もできない状況、また今度、採石にいたしましても一県下にまず何か所ありますか、採石場。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

今、大体採石場は100カ所程度ございます。

○西岡勝成委員 100カ所の中で、その取り締まりができる人は何人いるの。

○前野エネルギー政策課長 担当班として、資源班として班長以下4名です。

○西岡勝成委員 砂利の採取にしても採石にいたしましても、ある意味では産業振興、片一方では自然保護、環境保護という部分もあって、相反するところがあるんですが、やっぱり経済活動を優先すると、どうしてもそこに甘いことになってしまう。その結果が、砂利採取であったり、また、採石にしても、いろいろな問題が惹起しているゆえんだと思うんですけども、こういうところは、部長、足りないなら足りないなりに、時代の要請に合わせて、やっぱり人材の確保をするなり、ドローンか、ああいうのを活用してもうちょっと、取り締まりは取り締まり、やっぱり決めたことは決めたことで、そういうことをちゃんと守りながらやっていかないと、この問題はいつも惹起してくる可能性があると思うんですね。

その辺はやっぱり、さっきも環境のほうでちょっと言ったんですが、農林水産も商工も環境も連携をしながら、補足しながらやっていかないと、こういう問題は起きてくると思いますので、ぜひ部長お願いします。フォロー

一して取り組んでいただきたいと思います
が、どうですか。

○奥菌商工観光労働部長 採石は、私も以前、直接担当をしておりました。それで、非常にいろんな課題といいたいでしょうか、問題のある分野であるというふうに思っております。

もともと、採石法が高度成長期につくられた法律でございまして、その観点では、労働者の安全、そういう点を非常に大きく、重きを置いておりました。その部分、後、改正してこなかったという部分があるかと思っております。最近、特に環境問題がクローズアップされまして、そのつかさつかさでそれぞれに規制とかそういうのを持っておるんでございまして、先生がおっしゃるように、まあ担当の言い分はございますけれども、少し目線を上げて、やはり両面からその解決を図るというような観点が必要かと思っておりますので、特に環境とは今も連携はとっているつもりではございますけれども、なお一層連携を図りながらやらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○西岡勝成委員 もう1点……

○池田和貴委員長 済みません、今のにちょっと関連してよかですか。

○西岡勝成委員 はい。

○池田和貴委員長 部長、私からもちょっとお願いしたいんですけども、今言ったように、採石法とかというのは、皆さん方は行政ですから、もちろん法律に書かれたことで、現時点の法律のことで今の事業は執行していかなくちゃいけないんですね。そうすると、今言ったようなところで、住民のニーズだとか、そういうのが変わってくると、要するに

法律に基づいて指導していくことが、そことやっぱり合わなくなってしまうのであれば、そこはやっぱり法律を変える努力だとか、例えば法律以外のところは、県の中で改めてルールをつくって、住民サイドの声をきちんと反映できるような仕組みづくりだとか、やっぱりそういうところも必要じゃないかというふうに思うんですね。

ですから、現状起こっている問題と、それと今後やらなければいけないことをあわせて、そこはきちんと整理をしながら、なおかつ住民の立場に立っていろいろなことをやっていただきたいということを、あわせて私からもお願いをしたいというふうに思います。

先生、済みません。

○西岡勝成委員 もういっちょ。25ページの技術短期大学校、これは、今、定数に対してどのぐらい入学者がおるんですか。

○石元労働雇用創生課長 定数100名でございまして、今100名です。

○西岡勝成委員 前の、10年ぐらいの単位でするとどうなんですか。

○石元労働雇用創生課長 125名の時代がありまして、申しわけございません、設立当初は何名かというのはちょっと記憶しておりませんが、数年前は110名であったものを、科を統合して、多分4科にして100名にしたというふうに記憶しております。

○西岡勝成委員 要するに、今、それは定員であって、応募者といえますか、今は100幾つぐらいかわかりますか。

○石元労働雇用創生課長 今年度は、112名の受験者に対して85名の合格者です。

○西岡勝成委員 今年はそのぐらいけど、前は随分多かつたんじゃないんですか。

○石元労働雇用創生課長 今ちょっとここに資料でありますのは、26年度は、148名に対して99名の合格という形になります。

○西岡勝成委員 若者の職業志向というかな、そういうのは変わってきつつあるんですけども、この分野はやっぱり大事にしていく必要があると思うんですね。やっぱり技術大国としての日本のあれで、こういうのがだんだんだんだんこの基礎から消えていくと、技術力というのが失われていく可能性がありますので、ぜひこの辺は、中身の充実も含めて、ぜひ宣伝も含めて頑張ってください。

特に、地震が起きて、いろんな分野で人材不足が技術的にも生じてくると思うんですけども、そういう流れの中で、ぜひこの辺には県も力を入れて、ただ時代の流れに任せるのではなくて、自分たちでそういう雰囲気をつくっていくような努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○松野明美委員 観光課のほうでお聞きします。

施策の成果の92ページに、熊本の温泉のブランド化を進める特命チーム「くまもと・ふろーション課」というのがありますが、以前からずっと気になっていました。というのは、私も、住んでいるところが植木、温泉街の中に自宅があるものですから。ただ、ちょっと聞く話によりますと、地震後のふっこう割で少しはふえたけれども、まただんだんと落ちているというのを聞きます。

以前、くまモンがお風呂に入っているビデ

オカ何かを拝見したことがあるんですが、どのような活動というか、活動の内容を教えてください。

○永友観光課長 ふろーション課を設置して、県内には118の温泉地がございまして、それをしっかり売っていこうと、PRして売り込もうということでふろーション課と。お風呂とプロモーションをかけてつくった造語なんですけれども、ふろーションということで、これまで県内の、いわゆるその118の温泉がございまして、その温泉地を紹介する「くまもとおふろ読本」というのをつくっておりますし、それを配布してPRするというようなこともやっておりますし、あとネットでも、特設サイトというのも立ち上げております。

それから、ふろーションツールということで、くまモンのふろーションのマークがあるんですけども、それを使った手拭いだとか、いわゆるお風呂のセットですね。お風呂セットなるグッズ、ノベルティーもつくってPRしているというのと、もう1つは、「くまもと湯巡手形」といまして、このぐらいの手形なんですけれども、これを観光客の方に配って、いわゆる参画を表明してくれた旅館、ホテル、例えば黒川の温泉に泊まりましたと、そして、その「湯巡手形」を持っていくと、別のところにもお風呂に入ると、ただで、というような、いわゆる周遊性を狙った取り組みといったものもやっておりますし、さまざまな取り組みをこれまでやってきておまして、くまモンが初めてお風呂に入ったという動画もつくってユーチューブで配信をしたりしておりますので、もっとやはり熊本の温泉のPRを今後していけないといけないというふうに思っておりますので、今後もさらにいろんな企画を立てて展開していきたいというふうに考えております。

○松野明美委員 一読しておもしろいなと思いました。ふるモーションという、何か本当にこっとするような形で思ったんですが、ただ、そこが観光客の増に比例しているというか、増加になっているのかなと思ったんですよね。やはり、熊本の温泉というのは、全国から見ても、やっぱり一つの武器であると思うんですよ。ですから、どうにかふやしていく方向でいていただきたいなと思いますね。

私も、マラソンを走っていますと、ほとんど地元——さっき言ったように、温泉ですけども、県外ナンバーはほとんど見たことがないです。ですから、山鹿には平山温泉とか、阿蘇にも黒川温泉とかがありますが、なかなか、今地震もあったということなんでしようけれども、ないのかなというのがちょっとあるものですから、ぜひどんどんとおもしろい形でアピールしていただきたいと思います。

「美肌モンプログラム」というのもやっぱりあるんでしょう。「美肌モンプログラム」というのは、どんなのをやっているんですか。初めて聞きました。

○永友観光課長 いろいろ各地域の温泉でプログラムを開発しているんですよ。杖立温泉で言うと、あそこは蒸し湯が有名なんですけれども、その蒸し湯を使った温泉プログラムをつくったり、あと「美肌モンプログラム」というのは、黒川温泉のほうでつくっているプログラムなんですけれども、これも、いわゆる美容と美肌、ビタミン補給に重点を置いたビタミン食と温泉を絡めたりとか、あとまち歩きを組み合わせた「美肌モンプログラム」と。温泉に入って肌も美しくなろうよみたいな、そういうプログラムをやっております。

○松野明美委員 要望ですけども、地元で

も、何かイベントで花火大会をやったりとかされて、そのときはもう何万人といらっしゃるんですが、それがやっぱりそこだけで終わって、ずっと継続していかないというところがやっぱり不安がっていらっしゃることも多いものですから、ぜひどんどんとおもしろく、ユニークにアピールしていただきたいと要望いたします。

○橋口海平委員 済みません、じゃあ要望を。

24ページの将来の『夢＝仕事』発見事業なんですけど、実は、ジュニアマイスターの倍増とかそういうのも熊本市とかがやって、熊工とかはジュニアマイスター日本一とかになったかと思います。

先日、熊工をちょっと視察に行かせていただいたときに、建てかえをした後、外側は建てかえるけれども、中の資機材とかは、昔の何十年か前のまものを使うというような話でしたので、そういうところとも連携しながら、ほかのところもですけども、昔の資機材をたくさん使っていて、これをしたところもまた一から——せっかく高校で——昔のものを使っていたから、新しい、何というんですか、技能とかを教えないといけないという話も聞きますので、そういう高校なんかとも連携しながら、こういう資機材とかもぜひ応援をしていただきたいと思います。

○池田和貴委員長 要望でよろしいですか。

○橋口海平委員 はい。

○山口裕副委員長 ブライト企業推進事業についてちょっとお聞かせください。

これは、去年から、たしか27年度から始めた事業ですけども、施策の成果には39社をブライト企業として認定したということですけども、何社の応募があって、そのうちの

39社だったのかを教えてください。

あと1点が、従業員の処遇向上に積極的に取り組む企業にコンサルティング等を実施したとありますけれども、もうちょっと具体的に教えていただければ助かります。

○池田和貴委員長 済みません、施策の成果の何ページ。

○山口裕副委員長 98ページですね。

○池田和貴委員長 98と99ですね。わかりました。

○石元労働雇用創生課長 ブライト企業推進事業といいますのは、平成27年度から始めた事業でございまして、県内の企業で働く従業員の方々が、生き生きと仕事が続けられるように、労働環境とか処遇の向上を図りながら、そういった企業をブライト企業という形で県が認定することで、若者の県外流出とか、県外からのU I Jターンとか、また、実際に今まで余り名前とか知られなかったけれども、従業員の方々の満足度が非常に高いような企業さんを独自の、県で一定の要件を定めまして、労働雇用創生課に設置しております外部の審議会の先生の意見を聞きながら、認定という形で進めさせていただいております。

昨年度、39社認定いたしましたけれども、応募のほうは51社ありまして、実際に要件を満たさなかったところとしては、非常に理不尽な首切りといいますか、そういったことが見受けられたような企業とかを実際に調査しまして、応募のあった中で、雇用保険台帳の写しから、事業主の都合でやめさせられたという数が見受けられたときは、それを追って、どういう状況で退職をその人がなされたのかとか、そういったところを調査して、そういったところにはなかなか従業員に優しい

というようなことにはならないのかなという、1つの指標としてそういったものを設けてまして、選定した企業でございます。

実際に、ブライト企業という形で認定をさせていただいたところ、ことしの採用とかで、ブライト企業だから私はこの会社を受けましたという形で、非常に従業員の確保というのが容易になったとかいうような意見もいただいた企業さんもありますので、引き続きこの事業というのは進めていくべきかなと、今のところ考えおります。

以上です。

○山口裕副委員長 今年度、じゃあどういう取り組みをやるんですか。また同じような形で。

○石元労働雇用創生課長 本年度も、同じように募集をかけておりまして、実際には8月末で応募を締め切っておりまして、今年度は、実は80数社の応募がございました。

今後は、労働審議会等に関りながら、また再度ブライト企業として認定を行い、来年度の就職活動に間に合うように、また年度後半に向けて、そのブライト企業、昨年度の39社とあわせて広報活動を行いながら、県内への就職を図っていくというような予定で考えております。

○山口裕副委員長 この事業は、職を求めたり、そして、さまざま今社会問題化する労働の問題等々に対しても、何か一つ一筋の光になるんじゃないかとちょっと期待しているところがあって、そういった中では、すごく先進的な取り組みであったりとか、やっぱりそういう模範となるべき何か企業を、しっかりと広報に載せていただければなと要望するところです。

もう1点、この資料の102ページなんですけれども、33ページなんですけれども、若手

研究者による熊本型イノベーション創出事業ということで、ポスドク等を利用して熊本県が推し進める産業振興の新たな技術開発、研究等をやっただいておる事業なんですけど、1,900万程度の予算を投じて3名で、まあ正直言うて、博士課程まで持っていらっしやって、こういった方々が本当に来てくれるのかなと。

まあ、皆さんがどういった人材を求めているとか、さまざまな課題はあると思うんですけども、不安定な雇用、人事ということでありますので、非常勤の職員ということでございますので、不安定な中で県が推し進める産業支援の先進的な研究をどこまでやってくれるのかというのがちょっと気になる場所ではあるんですけども、そのあたりどう考えているのか、ちょっとお尋ねします。

○三輪産業支援課長 副委員長のほうから、非常にちょっと厳しんじゃないかというような御意見もございましたが、本県は、産業技術センターがございまして、ここは研究員の数の割にはと言ったらこれは語弊がございしますが、非常に優秀で、一生懸命やる研究員もおります。ですから、全国から意外と注目を浴びている、そういう有名な研究機関だと認識しておりますので、きっとすばらしい人材が来てくれるのではないかというふうに考えております。

ここにもございますとおり、有機エレクトロニクスとか、そういう熊本発の新しい産業分野について、ぜひ非常に貢献してくれるような人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

○山口裕副委員長 このあたりの取り組みは、何か個人的には安定した雇用の中で安定してやっただけ、継続的に、まあある程度短期間で結果も出さないかぬという厳しさもあると思うんですけども、安定性も考え

て、もうちょっと、非常勤職員じゃなくて、安定的な雇用でもいいんじゃないかと感じる場所ではあるので、今後の取り組みに期待します。よろしくお願ひします。

あと1つ、いいですか。

○池田和貴委員長 はい、どうぞ。

○山口裕副委員長 実は、2年前でありますので、中小企業振興条例を、県の条例を決めさせていただいたんですが、国も、中小・小規模事業者に対する支援を増していこうという方向性は変わらないことでもありますけれども、皆さんも、部署のお仕事を通して振興策にはすごく貢献されているんじゃないかなという一面からすると、実は中小・小規模企業の法律、基本法の中には、廃業支援もしっかりやろうということが書いてあるのは事実ですよね。

そういった中で、今の商工部の中で取り組んでいらっしやる事業には、まあ相談等々はあるんですけども、廃業とか事業縮小に向けた支援というのはなかなかないんじゃないかというのがあります。

先ほど、未収金の問題とか、さまざまな課題がありましたけれども、その前から、ある程度相談できるというか、例えば地元で言えば、商工会の指導員さんとかがしっかりとそういった取り組みにも支援できる環境を整えていくのがいいんじゃないかなと思っております。

まさに、グループ補助金というのは、一部じゃ合理化とか、そういったこともらみながらでき上がった制度だとも評価できますので、まさにそういった廃業に向けた、なるべく倒産させない、廃業に向けた何か支援策というのも今後は必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、まあこれは要望としてお願いしておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 すぐ終わります。説明資料の53ページ、観光課永友課長ですね。

上から2段目の九州観光推進機構、これは職員住宅のことでしょうけれども、短くで結構でございますが、今、本県からは、機構には何名出していらっしゃるんですか。

○永友観光課長 本県からは1名派遣を、これは、機構が平成17年に立ち上がったときから、職員を1名、ずっと派遣をしております。

○松田三郎委員 それと、毎年お金を出してありますが、これが幾らなのか。そして、補助金とか負担金とか分担金とか言いますが、何に当たるのか。

○永友観光課長 3,800万程度出しております。負担金として出しております。

○松田三郎委員 知事か部長か、何か役員か何かでは入っていないんですか、機構に。

○永友観光課長 うちの局長が理事で参画しております。

○松田三郎委員 うちの局長……。

○永友観光課長 中川局長です。

○松田三郎委員 中川さんは、今この局長をやっているんですね。理事ですか。

○永友観光課長 理事です。

○松田三郎委員 それでしたら、理事にお答えいただいたほうが早いと思いますが、予

算を機構でつくる場合、例えば九州各県の人口であるとかあるいはその観光に関する統計とかが積算根拠になるのかもしれませんが、熊本県は、じゃあ何年度は3,800万ぐらいお願いしますというふうに決まるものなんですか。それとも、何か別のその予算案の——負担金の決まり方というのは、決め方というのは。

○永友観光課長 予算は、委員おっしゃるとおり、まず人口をベースに、いわゆる交付税の補正計数あたりをちょっと活用して、それで九州各県の負担額を割り出してあります。大体3年間で、大体決まった金額でいって、また次3年たってその見直しをするというような形で、算定方法はこれでいいかと九州各県で話し合い、議論をした上で決めていくという形になります。

○松田三郎委員 じゃあ、3年間は余り変わらない。で、3年以降も余り変わらない可能性がある。

○永友観光課長 今、実際、算定方法をどうするかというのがちょうど来ているところでございますので、基本的には、まだ決着はしていませんけれども、そういう形での算定になるであろうとは思われます。まだ決定はしていません。

○松田三郎委員 機構の活動というのを全部私も把握しているわけじゃありませんけれども、毎年3,800万ほどの負担に見合う効果なり意義なりというのは、まあありませんとは言いにくかろうけど、課長か理事、局長か、お答えいただければ。

○中川観光経済交流局長 御質問ありがとうございます。

九州観光推進機構の活動につきましては、

全国に今、日本国内、ブロック単位でいろんな観光の取り組みをやっています、済みません、少し長くなりますけれども。日本というのは、世界から見て、物すごくクールジャパンとかで注目されておるんですが、実際、お金を落とすところが実は地方自治体間の競争でございます。ブロック間の競争の中で、九州観光推進機構のように、県で民間を巻き込んで各県から負担金を出して取り組みをしているという点では、他のブロックからは物すごく実は評価をされております。

今御質問いただきましたその3,800万分の効果があるのかという質問に対しましては、ミリミリこの幾らでどうという効果はストレートにお答えはしづらいんですけども、プロモーションの重要性というのは、特に熊本県が稼げる県として動いていく上では、極めて私は重要で、かつ県単独で動くよりも、特に広く国内、それから海外に向かっていく際には、もうなくてはならない組織だと思っております、この負担金、それから人間を出すということは非常に重要だと考えておりますので、これ以上取り組みを強化することはあっても、これより手を引くことはないと考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

観光の難しいところは、まあ私が専門的な方には言えぬでしょうけど、例えば、やれ熊本だ、やれ鹿児島だと単独の県で頑張っても、なかなか限界があるという意味では、さつき局長、ブロック化とおっしゃいましたけれども、まあ一つの塊で言うなら、九州というのは非常にまとまりやすい、ほかの地域よりもまとまりやすい、しかも、そういう歴史もあるブロックだと思っております。

ただ、まず九州に来てくださいというのを、まあ日本に来てください——インバウンドならですね。九州に来てくださいと言った

先は、おっしゃるように、腹の中では、九州といっても、そこからは熊本に来てください、熊本の中でも、やれ阿蘇に来てください、人吉に来てくださいという、それぞれのそこから先、そこから先というのが非常に何層にも重なってくるというところが、県としても、なかなか特定の地域だけに誘導をしにくい面もあろうかと思いますが、おっしゃったように、まずは九州に来てもらうという意味では、私も別に縮小してくださいとか、かわりをなくしてしてくれという意味はありませんけれども、なかなか我々に、ふだんのと申しますか、効果なり意義というのが見えにくい部分がありますので、しっかり理解いたしましたので、それに見合う効果が出るように、熊本県の代表としてリードして頑張っていたきたいと。

以上です。

○西岡勝成委員 その観光統計の取り方なんですけど、前は県ごとに違ってた部分もありますが、今は統一されていますか。

○永友観光課長 統計の取り方は、基本的に国から示された要領がありますので、それへのとった形で大体やっております。

○西岡勝成委員 各県、じゃあ統一されているということ。

○永友観光課長 統一されております。ただ……

○西岡勝成委員 前はそうじゃなかった部分があったもんね。

○永友観光課長 今、県の観光統計というのを本県が出しておりますけれども、各県出してないところもあるんですね。そこは取り方は違うんですけども、国が、統一的な、要

するにオールジャパンとしてどれだけ来ているかというのを把握する必要がありますので、それは今実際に統計調査として行われております。

○城下広作委員 ブランド推進課にちょっと確認したいんですけども、例のあのくまモンのいわゆる出演依頼とか、商標登録の部分とか、これはだんだん下降ぎみなのか、まだまだずっと上がっていくのか、これはどうなんでしょうか。

○柳田くまもとブランド推進課長 商標登録、それから出動依頼については、横ばいの状態が続いていたんですが、4月の熊本地震後、両方ともかなりふえている状況です。

例えば、イラスト利用については2倍から3倍の間、出動については、10月、11月のイベントシーズンは、競争率で言うと4倍ぐらい、4件に3件はお断りしないといけないぐらい出動依頼がたくさん寄せられている状況です。

○城下広作委員 大変ありがたいことで、本当結構だと思います。ただ、仮に震災がなかった場合は、横ばいというか、ちょっと心配だったのか、たまたま震災でこうなったけれども、やっぱりずっとくまモンは頑張っていたいて、今回はもうこうなっているからいいとしても、ほかでまた同じような感じでこうなるようなのが来るかもしれないから、ずっと頑張っていたきたいなと思います。元気をいただいた。

○柳田くまもとブランド推進課長 ありがとうございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 ないようでございますの

で、最後に済みません、1つだけ私のほうから。

今回のその決算の内容じゃないんですが、来年に向けてちょっと皆さん方をお願いをしたいと思います。

ことしの監査委員のほうから、議長のほうに出されておりますが、ここ10年間、本県は、やはり定員管理ということでかなりの人数を減らしてきたんですね。10年間で約2割、900人。今年度の決算までは、通常、そういった定員管理の中で事業を遂行してられました。

ところが、ことしは、4月に熊本大地震が起こりまして、知事が言う3原則に基づいて復旧、復興、それも創造的復興で、将来につながるような復興というふうな形でやろうとしているんですけども、今までやってきたことに、さらにそういった事業が積み重なってくる中で、今までの定員管理の数値をそのままやって、そういった県民の期待とか負担に応えることが可能かどうかというのは、ぜひ考えてほしいというのが来ております。

そういった意味では、多分いろんなところでそういった議論が起こる可能性がありますので、商工観光労働部としては、今後の将来の需要も、自分たちの将来的なところも含めて、本当に今までのような形でいいのかどうか、しっかりと皆さん方自身でも考えていただきたいというふうに思っております。

そこは、どこの部署にも私申し上げているんですけども、しっかりと庁内の中で議論をして、本当に必要なことは何なのかというのを、皆さん方の中でももう一回、その定員管理も含めて、やっていただきたいということをお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

これで商工観光労働部の審査を終了したいと思います。

次回の第5回の委員会は、10月17日月曜日

午前10時に開会し、午前に教育委員会の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

今日は、御苦労さまでございました。

午後3時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長